

特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の議題について

【第11回 議題案】

- ・ 1号機 PCV 内ペDESTALの状況を踏まえた対応状況
- ・ 固形状の放射性物質に関する検討状況

以 上

特定原子力施設監視・評価検討会の議題について

【第108回 議題案】

議題1：ALPS処理水海洋放出設備の進捗状況について

議題2：1号機PCV内ペスタルの状況を踏まえた対応状況

議題3：大型廃棄物保管庫第2棟の基本設計に向けた方針

議題4：『1Fの中期的リスクの低減目標マップ（2023年度上期）』の進捗状況について

議題5：その他

以 上

建屋滞留水の水位監視手法見直しについて

2023年6月29日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 概要

本件は、2023年2月17日の水処理定例会議にて、汚染水発生低減対策について議論した内容のうち、建屋滞留水の水位監視手法の見直しについての再説明。

(2023.2.17の規制庁定例会議資料より抜粋)

汚染水発生の要因 (項目)		2021年度 実績(m ³ /日)	今後の施策
①	建屋流入量 (雨水・地下水等の流入)	約100m ³ /日	・屋根破損部補修 ・建屋周辺フェーシング ・サブドレン水位低下 (水位監視手法見直し) ・1-4号機建屋局所止水

【経緯】

- 2020年に床面露出が完了している1～4号機タービン建屋および廃棄物処理建屋、4号機原子炉建屋において、原子炉建屋からの水が流入しない場合、新たに発生する滞留水は地下水または雨水由来であることから、サブドレンの水位差比較対象から除外し、サブドレン水位を可能な限り低く保つことができる状態としたい。

【概要】

- 水位監視手法の見直しには実施計画の変更が必要となる。
- 実施計画Ⅲ第1編における「建屋に貯留する滞留水」の定義について、1～3号機原子炉建屋等の特にリスクが高いと考えられる水を保有するエリアに限定する記載を追加する。
- 上記の変更に併せて、実施計画における「建屋に貯留する滞留水」が関連する部分の記載を見直す。

【相談内容】

- 実施計画変更に向けた検討状況について報告する。

2. 措置を講ずべき事項への該当有無について

項目	評価内容
I. 全体工程及びリスク評価について講ずべき措置	本変更申請によって、汚染水の発存量低減に影響を与えることから、該当する。
II. 設計、設備について措置を講ずべき事項	措置を講ずべき事項の変更に該当する。 (実施計画2章における記載内容の変更)
III. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項	措置を講ずべき事項の変更に該当する。 (実施計画3章第1編の用語における定義変更ならびに記載内容の変更)
IV. 特定核燃料物質の防護	本変更申請は、本項目に関する内容でないため該当しない。
V. 燃料デブリの取り出し・廃炉のために措置を講ずべき事項	本変更申請は、本項目に関する内容でないため該当しない。
VI. 実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項	本変更申請は、既に策定された実施計画の変更であるため該当しない。
VII. 実施計画の実施に関する理解促進	本変更申請は、本項目に関する内容でないため該当しない。
VIII. 実施計画に係わる検査の受検	本変更申請は、本項目に関する内容でないため該当しない。

■ 現状の「建屋に貯留する滞留水」の定義の記載

【実施計画Ⅲ第1編 11条】

本編において「建屋に貯留する滞留水」とは、1～4号炉タービン建屋、1～4号炉原子炉建屋、1～4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水をいう。ただし、水位安定エリアに貯留する残水、排水完了エリアに貯留する残水及び床面以下に貯留する残水を除く。

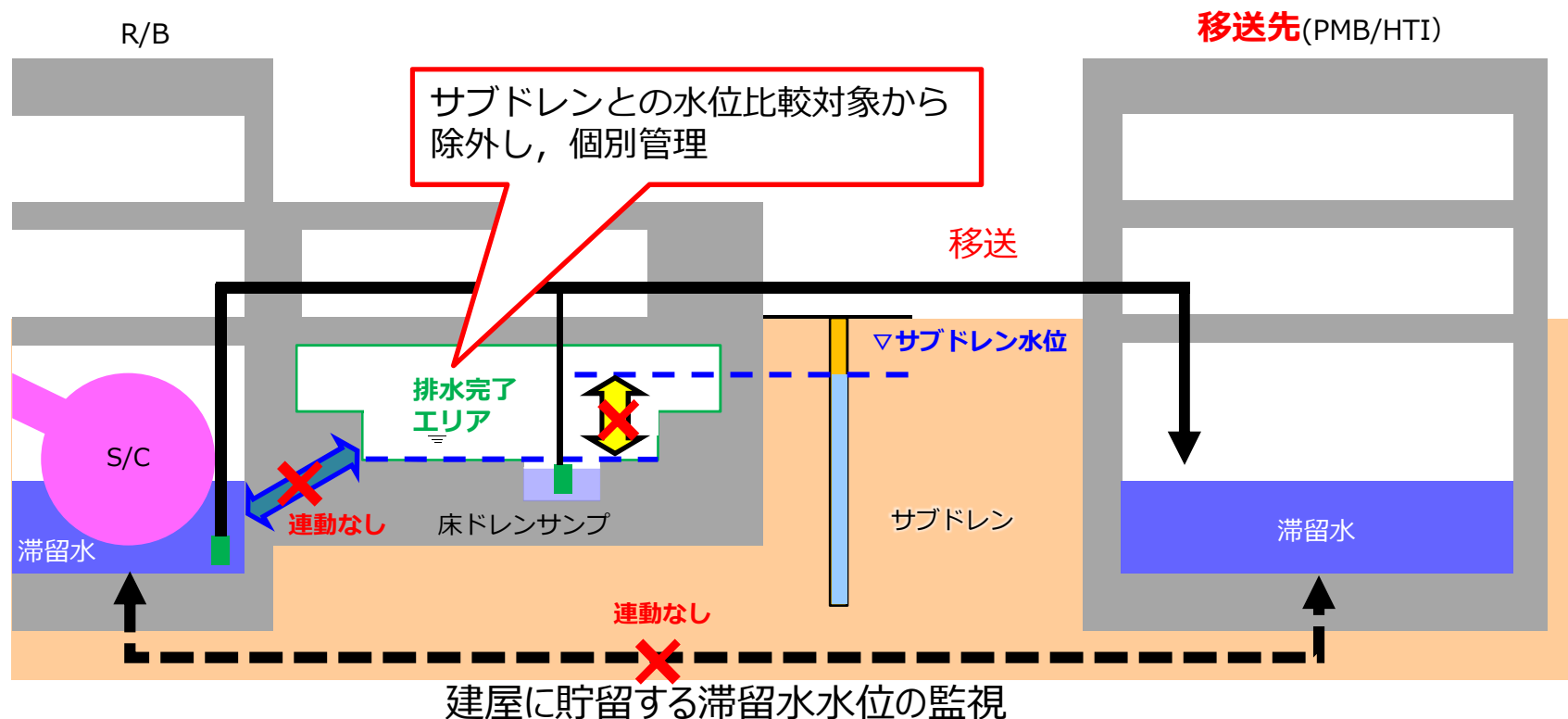
■ 変更案

本編において「建屋に貯留する滞留水」とは、1～4号炉タービン建屋、1～4号炉原子炉建屋、1～4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋のうち、**1～3号機原子炉建屋、1～3号機原子炉建屋と連動している建屋及びその移送先の建屋**の滞留水をいう。ただし、水位安定エリアに貯留する残水、排水完了エリアに貯留する残水及び床面以下に貯留する残水を除く。

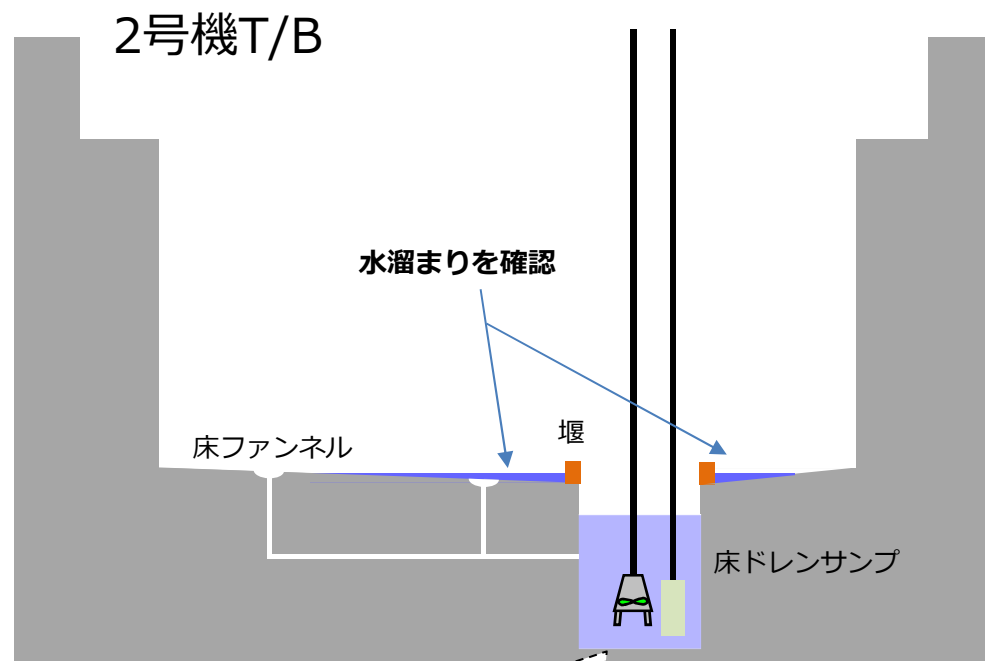
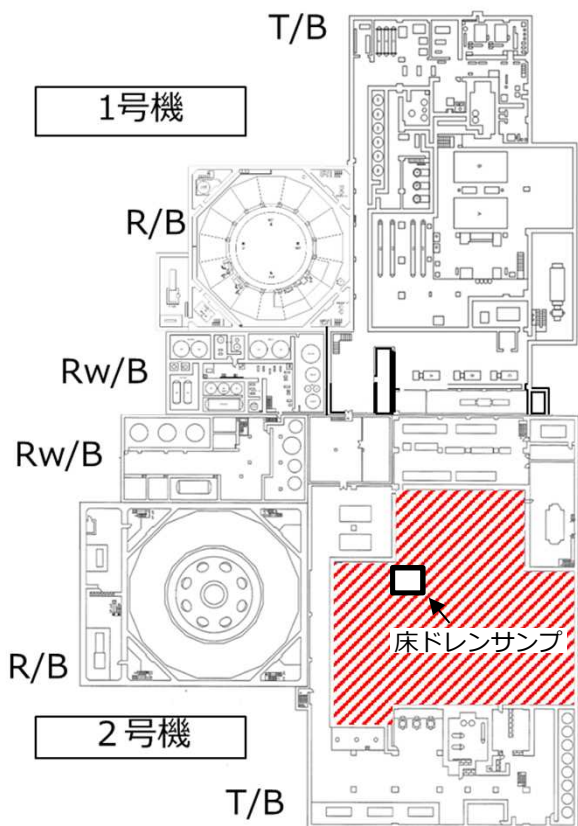
- 上記の変更に伴い、「2.5 汚染水処理設備等」、「2.6 滞留水を貯留している（滞留している場合を含む）建屋」も合わせて一部記載を見直すこととする。

- 水位管理エリアの個別管理の拡大及びサブドレン水位の更なる低下を目的として、床面露出しているT/B他※について水位監視の見直しを実施していく。
- 現在、床面露出しているT/B他※については、1～3号機R/Bの水位より十分高い床面レベルであり連動が切れている状態である。また、雨水や地下水起因による建屋内への流入はあるが、1～3号機R/Bの高濃度滞留水が流入する可能性が低いいため、排水完了エリアとして管理していく。

※：1号機タービン建屋，1号機廃棄物処理建屋
 2号機タービン建屋，2号機廃棄物処理建屋
 3号機タービン建屋，3号機廃棄物処理建屋，3，4号機サービス建屋 4号機原子炉建屋，4号機タービン建屋，4号機廃棄物処理建屋



- 管理方法を変更する予定のエリアのうち、2号機T/B建屋について、地下階の床ドレンサンプ周辺に一時的に水が溜まっており、床ファンネルからの排水が緩慢になっている可能性がある。
- 溜まった水については都度排水を実施しているが、継続的な流入等によって繰り返し水溜まりが確認されている状況。
- 当該エリアには100mSv/h以上の高線量箇所があることを考慮しつつ、対策等について検討中。



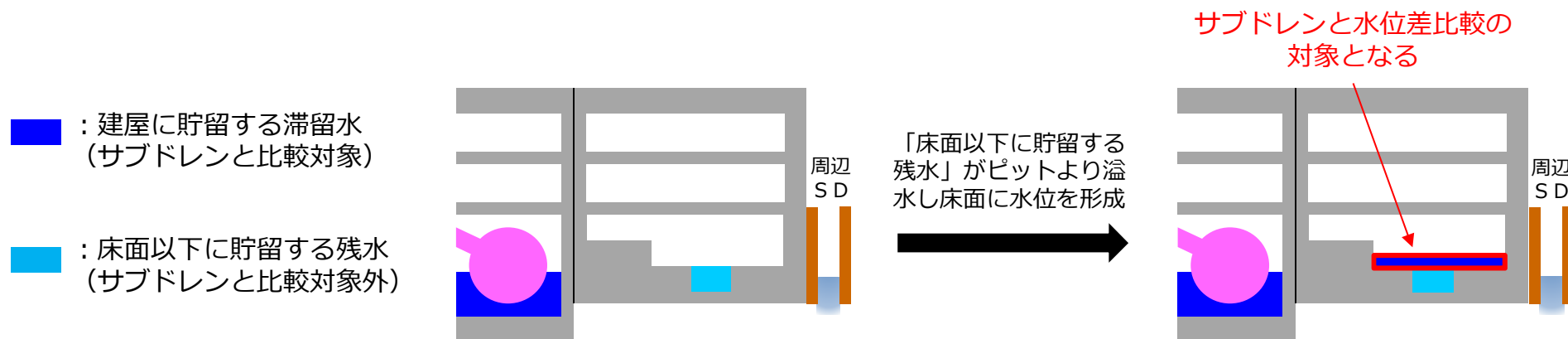
サンプ内の水位計は、床面以下の指示を継続していることからポンプの故障や排水能力を超える流入が原因ではないと推定。

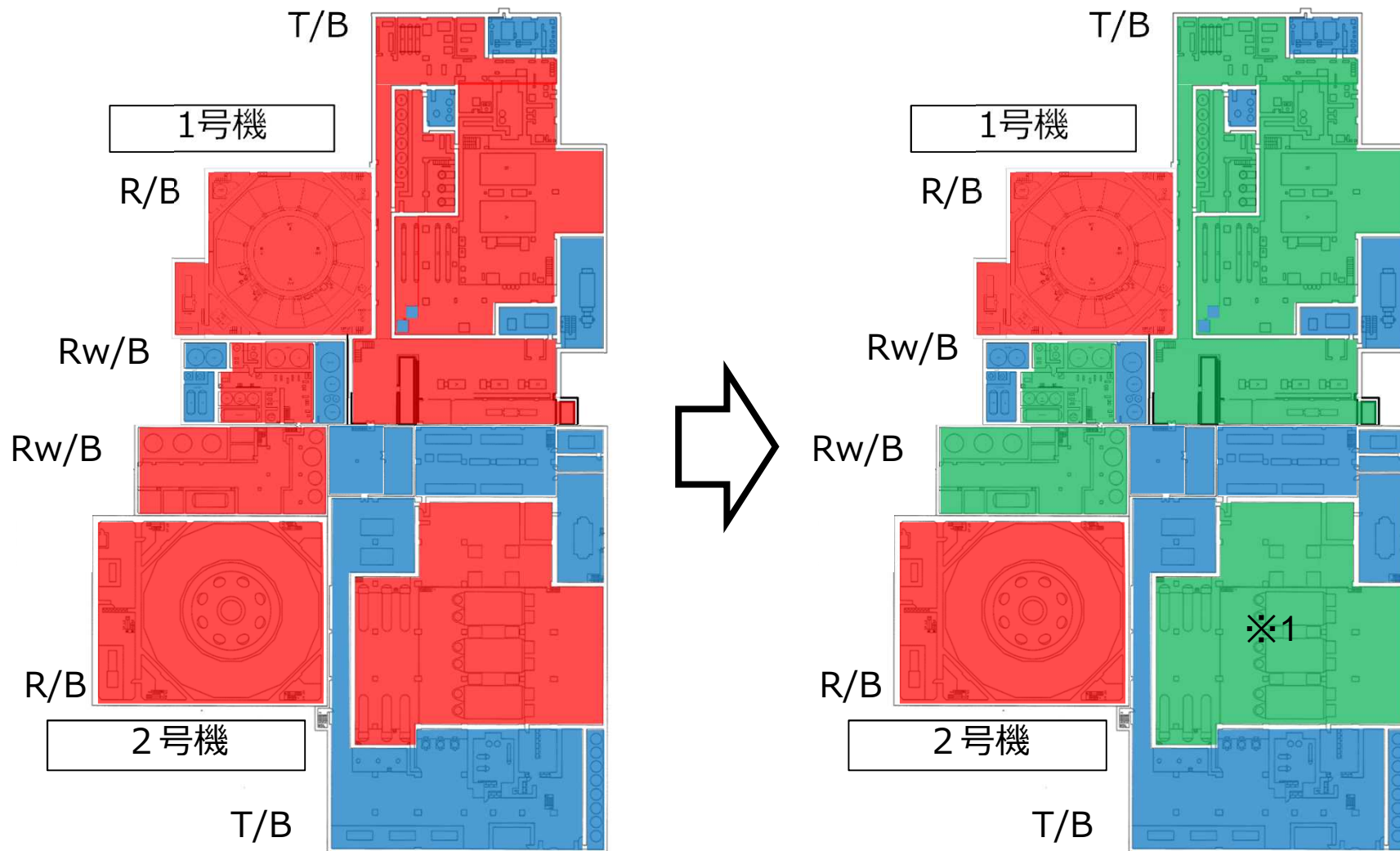
■ 現状の管理

- 1～4号機建屋に内包する水の管理方針として、滞留水が建屋外に漏出することを抑制するために、「建屋に貯留する滞留水」とサブドレンの水位差を一定以上保っている。
- 一部の建屋における床ドレンサンプピット等のピット内の水については、「床面以下に貯留する残水」として、26条管理対象外としてサブドレンとの水位差比較が必要ない扱いとしている。
- 上記の「床面以下に貯留する残水」が床面を超えて水位を形成した場合、周辺サブドレンとの比較対象である「建屋に貯留する滞留水」となる。
- サブドレン水位が建屋の床面高さを下回っているエリアにて、床面を超えて水位を形成した場合、直ちにLCO逸脱を宣言し、サブドレンを全停する。

■ 課題

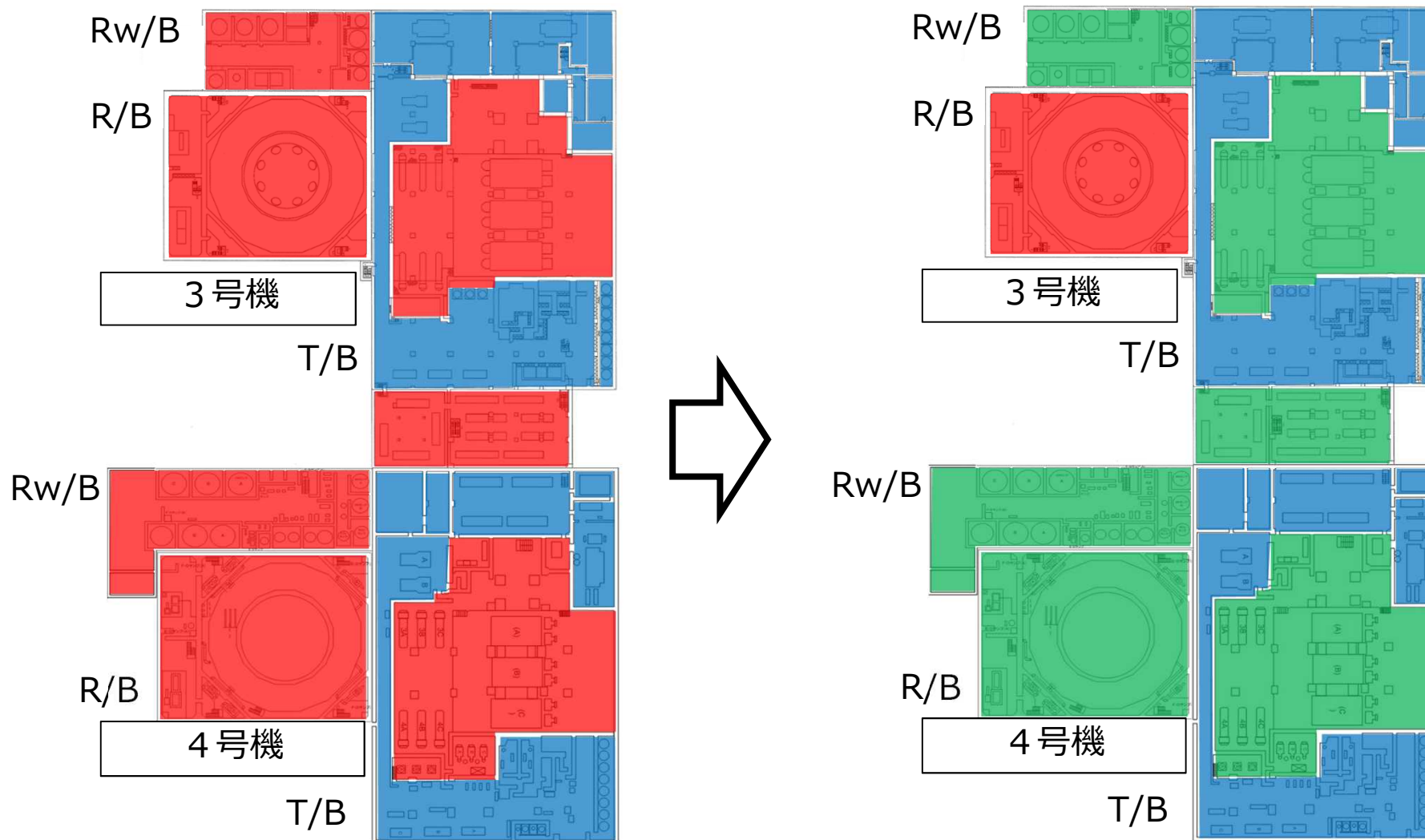
- 現状の管理方法の場合、燃料デブリ等が存在し、それに触れることで多量の放射性物質を含む1～3号機原子炉建屋の水と、一度床面露出が完了し、雨水や地下水に起因するその他の建屋の水を同等に扱わざるを得ず、リスクに応じて軽重をつけた運用ができていない状況。そのため、サブドレン水位をより低い位置で管理することが困難な状況となっている。





- : 現状の建屋に貯留する滞留水となっているエリア
- : 現状の排水完了エリアに貯留する残水となっているエリア
- : 変更後に新たに排水完了エリアに貯留する残水となるエリア

※1 一時的な水溜まりが確認されており、現在対策を検討中。



- : 現状の建屋に貯留する滞留水となっているエリア
- : 現状の排水完了エリアに貯留する残水となっているエリア
- : 変更後に新たに排水完了エリアに貯留する残水となるエリア

雨水散水設備の記載の削除に関するご相談

2023年6月29日

東京電力ホールディングス株式会社

TEPCO

1. 雨水散水設備の記載の削除について

■ 背景：

「実施計画Ⅱ 2.36 雨水処理設備等」に記載されている雨水散水設備は、実施計画の参考資料－2に記載されている。

上記、設備は実施計画上は事業者の自主管理として設備の設置、運用を行う位置付けとしている。

認可後においては、事業者の自主管理の元、設備の変更を実施しており、現在、実施計画上の記載と現場状況に齟齬がある状況である。

なお、今後行う予定の設備改造は、分析前タンクの誤散水事象の対策として、実施するものである。

■ ご相談内容：

現状の実施計画の記載の通り、雨水散水設備について事業者の自主管理という位置付けであることから、今後は事業者の自主管理として設備の増設、変更を実施することとし、1.基本設計（1.1 設置の目的、1.2 設計方針）、表1、図－1、図－2を削除したいと考えているが、規制庁殿のご意見を伺いたい。

なお、当該箇所の記事を削除する場合は現在、変更認可申請の準備を進めている「雨水処理設備の処理対象水の追加」の一部として申請したい。

2. 措置を講ずべき事項への該当の有無について

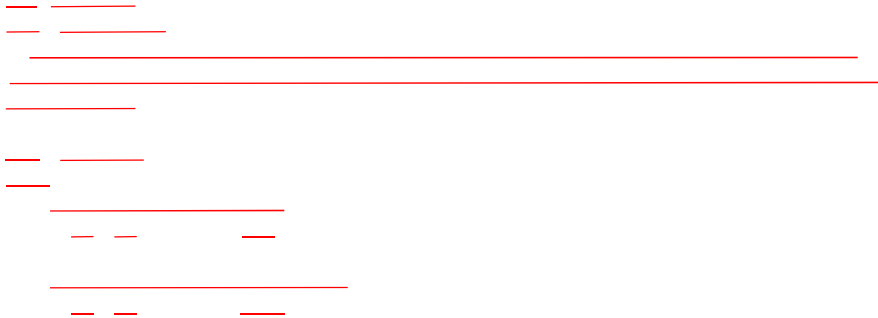
項目	評価内容
I. 全体工程及びリスク評価について講ずべき措置	本変更申請によって、廃炉措置全体工程及びリスク評価に影響を与えないため該当しない。
II. 設計、設備について措置を講ずべき事項	雨水散水設備について、事業者の自主管理として、実施計画から記載の削除を行うため該当しない。
III. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項	本変更申請は、本項目に関する内容でないため該当しない。
IV. 特定核燃料物質の防護	本変更申請は、本項目に関する内容でないため該当しない。
V. 燃料デブリの取り出し・廃炉のために措置を講ずべき事項	本変更申請は、本項目に関する内容でないため該当しない。
VI. 実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項	本変更申請は、既に策定された実施計画の変更であるため該当しない。
VII. 実施計画の実施に関する理解促進	本変更申請は、本項目に関する内容でないため該当しない。
VIII. 実施計画に係わる検査の受検	本変更申請は、本項目に関する内容でないため該当しない。

3. 実施計画の変更案

【変更箇所】

Ⅱ章2.36 雨水処理設備等

参考資料－2

変更前	変更後
<p style="text-align: right;">参考資料－2</p> <p style="text-align: center;">雨水処理設備等の散水設備について</p> <p>雨水処理設備等の散水設備は汚染水タンクエリアの堰内に溜まった雨水のうち、その放射能濃度が排水基準を満足した液体を構内散水するために設置された設備であり、既に運用を開始している。なお、本設備については、排水基準を満足した液体を扱う設備であることから、事業者の自主管理として設備の設置、運用を行う。</p> <p>散水設備は、排水基準を満足した液体を散水するための設備である。ただし、排水路への排水は関係箇所了解なくして行わないこととしており、排水路への流入防止の観点から、以下の事項に配慮し運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 移送配管については、現場監視の下で移送作業を行う。合成ゴム管においては使用の都度、全てのラインで移送中に巡視を行う。また排水路に流れ込む恐れのある箇所については、側溝から離隔あるいは受け等の対策を図る。対策を講じることができない箇所については、監視人を配置した上で移送を実施する。 移送配管のうち合成ゴム管については、定期点検を実施する。また、点検結果に基づき対策を実施する。 <p>1. 基本設計</p> <p>1.1 設置の目的</p> <p>汚染水タンクエリアの堰内に溜まった雨水のうち、その放射能濃度が排水基準を満足した液体を構内散水することを目的とする。図－1に散水設備概略図を、図－2に散水箇所概略図を示す。</p> <p>1.2 設計方針</p> <p>仕様</p> <p>a. 散水ポンプ（完成品） 台数 9台</p> <p>b. 散水ラインポンプ（完成品） 台数 16台</p>	<p style="text-align: right;">参考資料－2</p> <p style="text-align: center;">雨水処理設備等の散水設備について</p> <p>雨水処理設備等の散水設備は汚染水タンクエリアの堰内に溜まった雨水のうち、その放射能濃度が排水基準を満足した液体を構内散水するために設置された設備であり、既に運用を開始している。なお、本設備については、排水基準を満足した液体を扱う設備であることから、事業者の自主管理として設備の設置、運用を行う。</p> <p>散水設備は、排水基準を満足した液体を散水するための設備である。ただし、排水路への排水は関係箇所了解なくして行わないこととしており、排水路への流入防止の観点から、以下の事項に配慮し運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 移送配管については、現場監視の下で移送作業を行う。合成ゴム管においては使用の都度、全てのラインで移送中に巡視を行う。また排水路に流れ込む恐れのある箇所については、側溝から離隔あるいは受け等の対策を図る。対策を講じることができない箇所については、監視人を配置した上で移送を実施する。 移送配管のうち合成ゴム管については、定期点検を実施する。また、点検結果に基づき対策を実施する。 <div style="text-align: center;">  </div> <p style="color: red;">(削除)</p>

3. 実施計画の変更案

【変更箇所】

Ⅱ章2.36 雨水処理設備等

参考資料－2

表1 主要配管仕様

変更前		変更後	
表1 主要配管仕様		(削除)	
名 称	仕 様		
処理水タンクから 散水箇所まで	呼び径		80A 相当 100A 相当
	材質		合成ゴム
	呼び径/厚さ		80A/Sch. 40
	材質		SUS304
雨水回収タンクから 散水箇所まで	呼び径		75A 相当 100A 相当
	材質		ポリエチレン
	呼び径/厚さ		80A, 100A/Sch. 40
	材質		SUS304/SGP
	呼び径	75A 相当 100A 相当	
	材質	ポリエチレン	
<p>※散水先は敷地利用計画に従い都度変更が必要であり、移送距離等に応じて設備仕様は変わるものである。</p>			

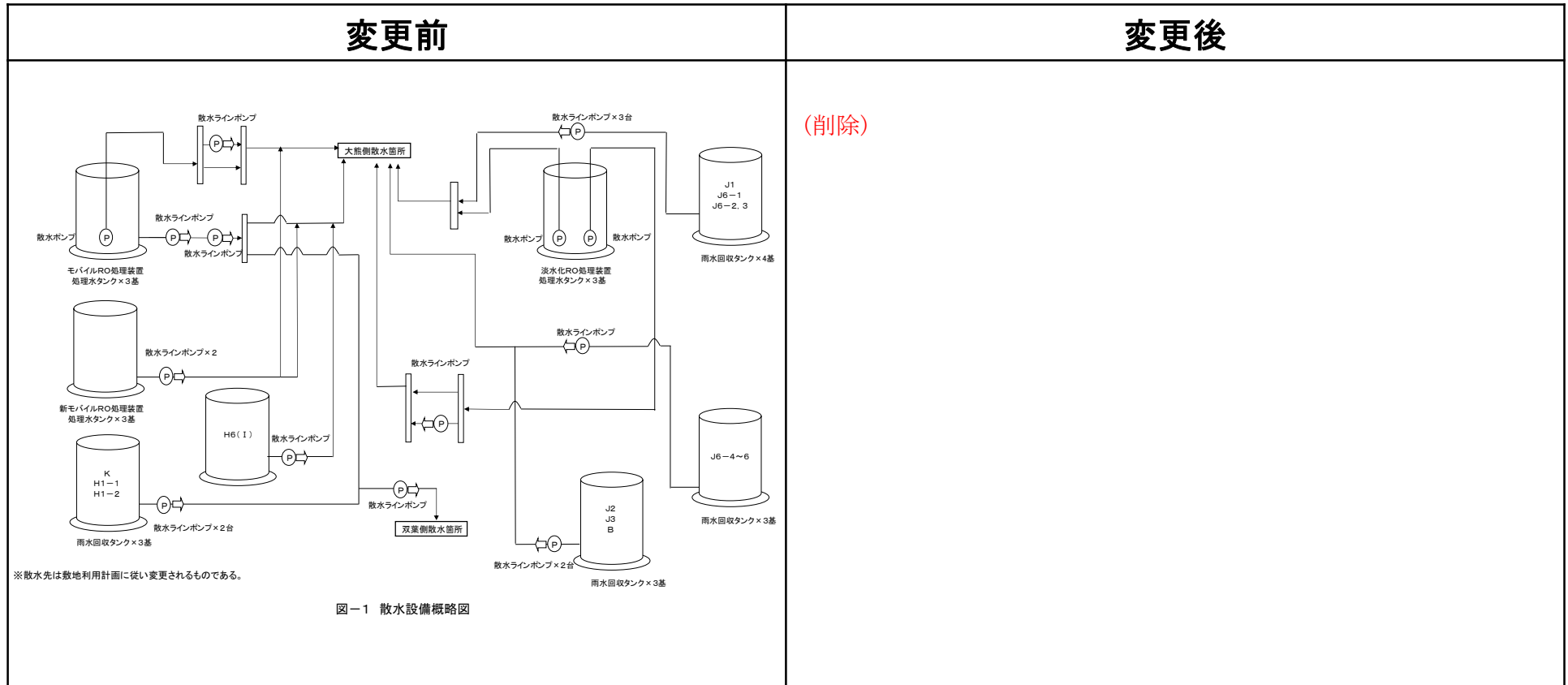
3. 実施計画の変更案

【変更箇所】

Ⅱ章2.36 雨水処理設備等

参考資料-2

図-1 散水設備概略図



3. 実施計画の変更案

【変更箇所】

Ⅱ章2.36 雨水処理設備等

参考資料-2

図-2 散水箇所概略図(1/2)【処理水タンク】

変更前	変更後
<p>図-2 散水箇所概略図(1/2)【処理水タンク】</p>	<p>(削除)</p>

3. 実施計画の変更案

【変更箇所】

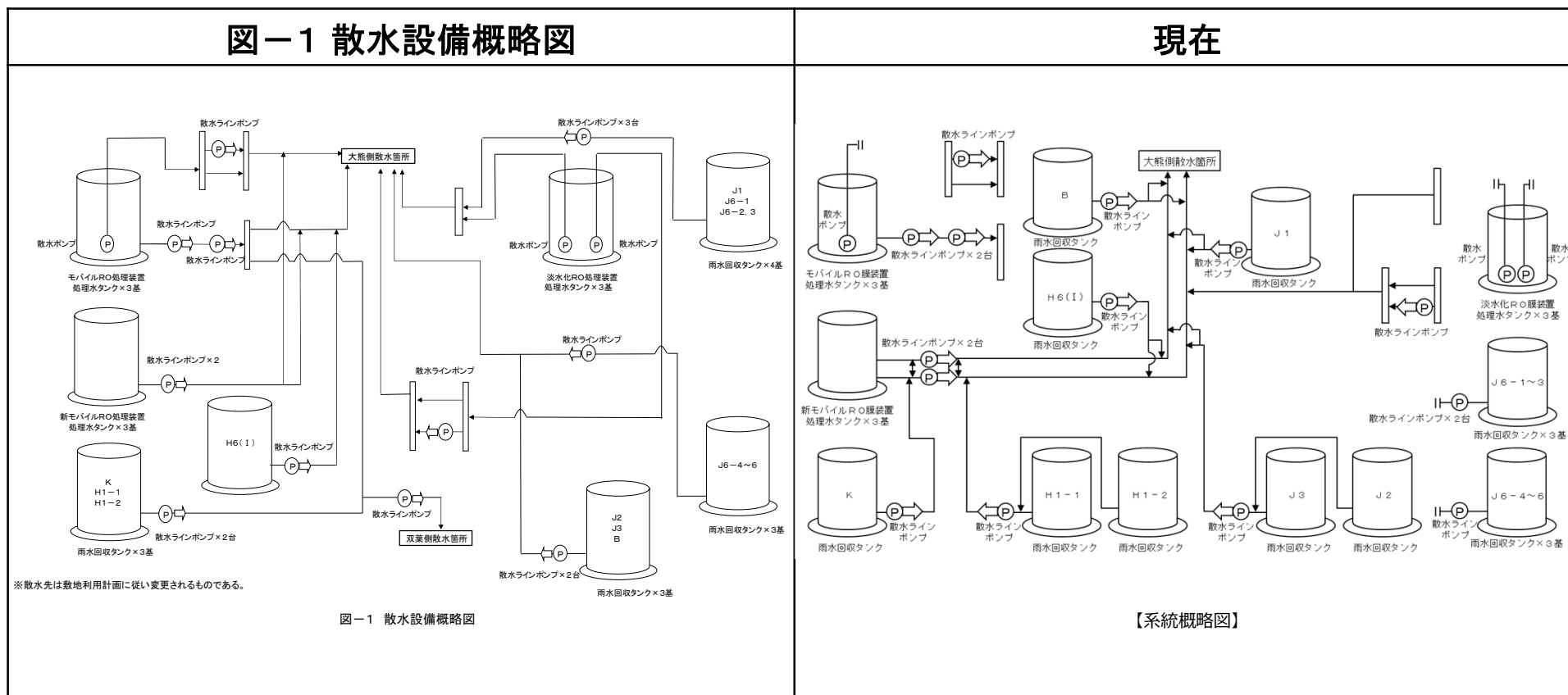
Ⅱ章2.36 雨水処理設備等

参考資料-2

図-2 散水箇所概略図(2/2)【雨水回収タンク】

変更前	変更後
<p>図-2 散水箇所概略図(2/2)【雨水回収タンク】</p>	<p>(削除)</p>

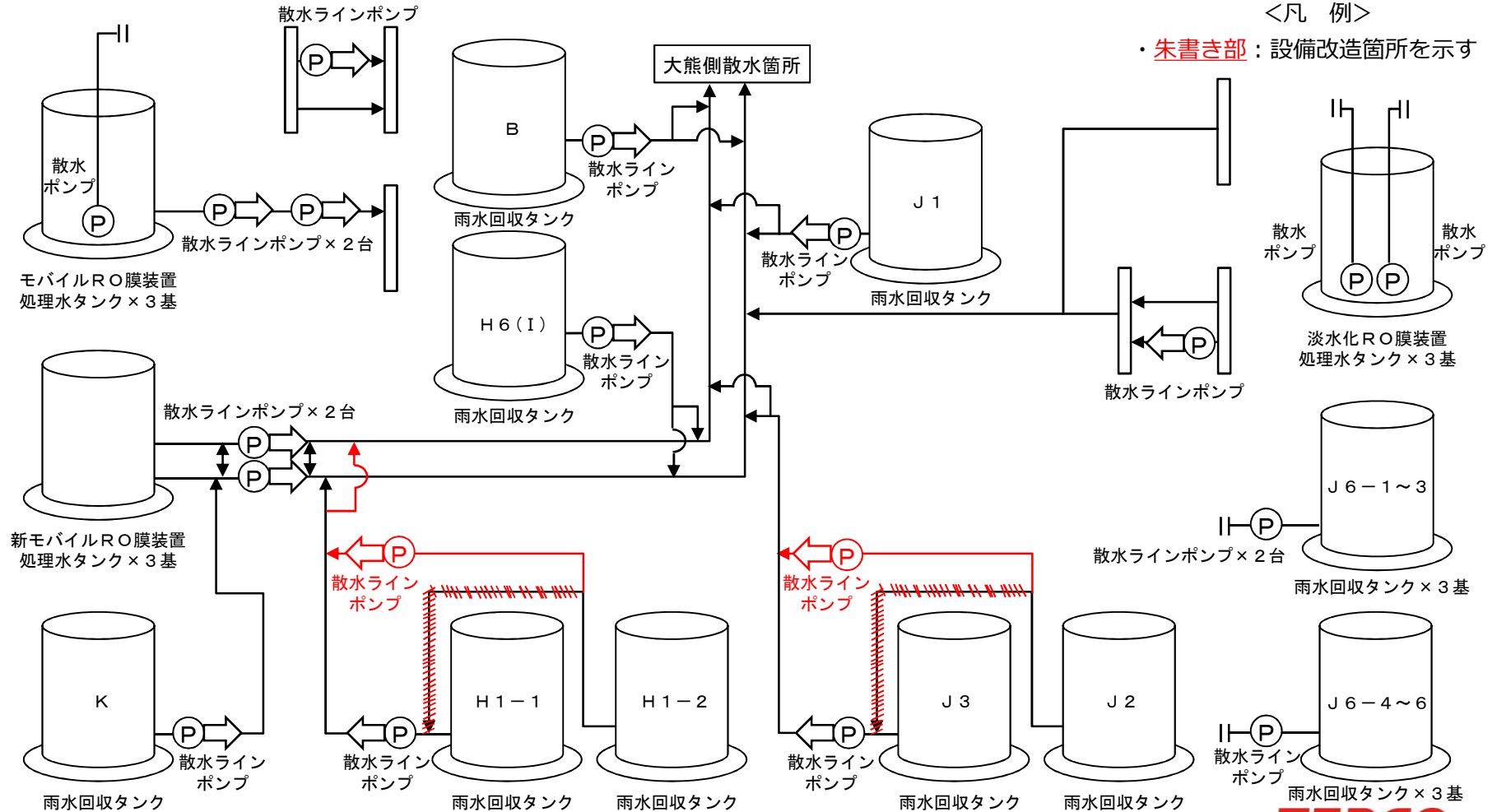
■ 雨水散水設備の全般において、設備の変更箇所あり。



<参考> 雨水散水設備の今後の予定

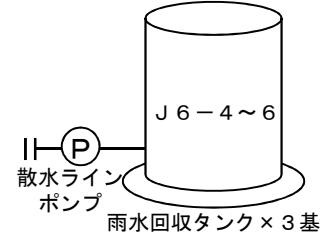
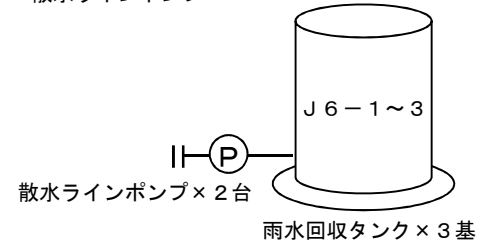
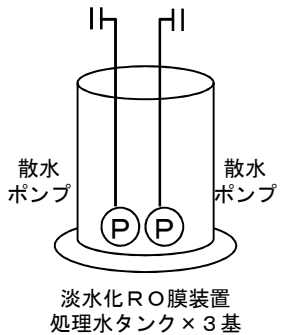
- 雨水散水における分析前タンクの誤散水事象の対策として、設備の改造を行う。

【系統概略図】



<凡例>

・ **朱書き部** : 設備改造箇所を示す



実施計画変更認可申請の状況および今後の申請予定

No.	件名	変更箇所	申請日	申請番号	置換状況	補正申請の要否	対応状況	
1	除染装置スラッジ移送装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・目次 ・II 2.5 本文 添付3 2.7 添付2 添付3 2.47(新規記載) 本文、添付1～4 ・III 第1編 附則 第2編 附則 第3編 2.2.2 	R1.12.24	廃炉発官R1第171号	No.2.7	<ul style="list-style-type: none"> 要 【記載変更】 【認可反映】 <p>(原規規発第2002199号、2005271号、20070804号、2008037号、2009291号、20101210号、2010302号、2101222号、2101291号、2102022号、2102222号、2103115.2104063号、2107074号、2107271号、2109223号、2111054号、2111112号、2204221号、2204281号、2205093号、2207222号、2209281号、2210277号、2302021号、2302212号、2303075号、2303227号、23041712号、2305107号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【2019年】 ○12/24に変更認可申請及び面談を実施。面談にて下記コメントをいただいている状況。 ・運転中の作業員被ばくや廃棄物発生量について、説明すること。 ・海外調達品の品質確保について、説明すること。 【2020年】 ○1/28の面談において下記コメントを頂いている状況。 ・検査の考え方について、説明すること。 ○6/11に面談実施し、コメントは頂いていない状況。 【2021年】 ○10/7、11/4の審査面談を踏まえ、11/22の監視評価検討会において、下記を基本とした設計方針の要求事項を頂いている状況。下線部について2023/3/27技術会合で説明。 ・廃スラッジを非密封で取り扱う区域を設定し、当該区域については、常時負圧の維持機能及び浄化機能を備えた設備とすること。 ・脱水物を充填する保管容器は長期的な安定保管に向け、十分な遮蔽・閉じ込め機能を確保する設計とし、耐用年数を評価すること。 ・ダスト対策としてHEPAフィルタを設置する場合は環境条件を考慮した設計・運用とすること。 ○12/21に廃スラッジ回収施設の閉じ込め対策及び補正スケジュールに係る面談を実施しており、以下の主なコメントを頂いている状況。下線部について2023/3/6技術会合で説明。 ・廃スラッジ回収施設を構成する構造物、機器及び系統ごとに、要求される安全機能や安全機能喪失時の放射線影響(耐震クラス)及び閉じ込め対策や漏えい対策等を整理し、施設全体の安全対策がどのようになされているのか説明すること。 ○12/23に今後の廃棄物保管の方針・スケジュール及び耐震評価の考え方等について説明し、今後の審査に当たって留意すべき事項、審査全体の進め方の見直し等について議論した。 ○1/26に面談を実施しており、主に以下のコメントを頂いている状況。下線部について2023/3/27技術会合で説明。 ・各エリアの境界面となる壁や飛散防止シャッター等の構造及び気密性を示すとともに、各エリア内の負圧レベルを3段階に分けるための具体的な方法を説明すること。 ・プロセス主建屋内の閉じ込め対策として、既存の換気空調設備により建屋全体の負圧管理を実施しているが、同建屋内部に今回追加設置する廃スラッジ移送ポンプ等の環境仕様条件、異常時の対応、メンテナンス性等を考慮の上で、さらなる閉じ込め対策の必要性の有無を説明すること。 ・各機器等の配置状況や負圧を維持するエリアが明確になるよう、各コンテナの立面図と平面図をあわせて示すこと。 ○2/9に面談を実施し、主に以下のコメントを頂いている。下線部について2023/3/27技術会合で説明。 ・廃スラッジ回収施設の設置目的や特徴等を踏まえ、常時負圧に保つ設計の「常時」に対する考え方と具体的な内容について説明すること。 ・排出する可燃性ガスの種類や滞留するおそれのある箇所を明示するとともに、具体的な滞留防止対策及び排出対策を説明すること。 ○2/25に面談実施しており、主に以下のコメントを頂いている状況。下線部について2023/3/27技術会合で説明。 ・ダスト対策に伴うエリア管理方針、ゾーン区分等についての詳細を説明すること。 ・遠心分離機の脱水率について設備全体の設計方針を踏まえた妥当性を説明すること。 【2022年】 ○5/19に面談を実施し、主に以下のコメントを頂いている状況。 ・ダストの発生する恐れのある全ての箇所について空気中の移行率の考え方を説明するとともに、換気空調系の全体像について系統図や配置図等を用い説明すること。 ・本施設的设计及び調達に係る品質管理について説明すること。特に、海外から導入する予定のマニピュレータ等については、製造・設置工事における試験・検査項目など、品質管理の内容を詳細に説明すること。 ○9/11に面談を実施し、主に以下のコメントを頂いている状況。 ・空中移行率から線量評価を行うまでの計算過程とその際に参照した既存文献の実機への適用性に加えて、遠心分離機における空中移行試験の結果については、試験に使用した機器、模擬スラッジの性状、機器の運転状態、温度や湿度等の環境条件の妥当性を整理して説明すること。 ・空中移行試験結果を踏まえた通常時の敷地境界における被ばく(内部被ばく及び外部被ばく)影響を説明すること。 ・廃スラッジの回収・脱水・充填するまでの全体的な系統の成立性を確認するために、現在東京電力が計画しているモックアップ試験の内容と実施時期を説明すること。 ・廃スラッジの回収完了後の本施設の取扱い(除染、解体、撤去)の方法、発生する固体廃棄物の保管・管理の方法等)を説明すること。 ○9/8に「スラリー安定化処理設備・廃スラッジ回収設備の耐震クラス及び閉じ込め機能」について面談を実施し、以下の指摘があった。下線部について2023/3/6、3/27技術会合で説明。 ・実効放出期間を7日間として評価した結果を説明すること。 ・使用施設の基準に対するメリット、デメリットを踏まえた対応案を説明すること。 ・9/12の監視評価検討会において示される基準に基づき、耐震クラス評価結果および被ばく低減対策について説明を行うこと。 ○9/27に「スラリー安定化処理設備・廃スラッジ回収設備の耐震クラス及び閉じ込め機能」について面談を実施し、以下のコメントがあった。下線部について2023/3/27技術会合で説明。 ・各設備の耐震クラス設定や非常用電源の要不要については更なる議論が必要であること。 ・今回の評価における建屋の除染係数を含む文献値の適用については、妥当性について議論が必要であること。 ○2/14に面談を実施し、主に以下のコメントを頂いている状況。下線部について9/6技術会合及び9/24面談にて説明。 ・本設備の地震による安全機能喪失時の公衆被ばく(線量評価結果は、約0.4 mSv/事業)になるとしているが、その評価の詳細(計算過程、評価時に使用した数値の引用文献やその適用性等)を示すこと。 ・公衆被ばく線量算出の際に用いた「インベントリ」について、設備の運転方法を基に各機器のインベントリを示し、評価に用いる施設全体に滞留するインベントリ及び組み合わせ等の考え方を示すこと。 ・本設備において、耐震クラスが異なる機器等が混在する場合には、上位の耐震クラスに分類される機器等への波及的影響と当該機器等の機能を維持するための対策を示すこと。 ・筐体の外側に設置する漏えい拡大防止壁について、配管ラフとの接続関係がわかる平面図を示すとともに、Ss900による地震力が作用した際の漏えい防止機能を維持するための対策を示すこと。その際に、Ss900を適用した地震応答解析を実施する場合には、解析モデル等の評価の詳細について示すこと。 ・遠心分離機等を稼働させる頻度や回収対象の廃スラッジの総量を踏まえて、本設備の供用期間を6～12か月とする根拠を定量的に示すこと。 ・廃スラッジを充填した保管容器を第四施設で一時的に保管する際の期限について示すこと。 ・本設備において、停電等の不具合事象が発生した場合の影響について今後説明すること。 【2023年】 ○3/8に技術会合に向けた面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・ダスト閉じ込め対策について遠心分離機シュートの内部構造と床貫通部分、局所吸引ダクト及び廃スラッジ充填室の接続部の詳細構造を示すとともに、それらの運用方法等も含めて、エリア区分が維持されることを説明すること。 ・ダスト閉じ込め対策についてシャッター開閉時に確認する事項(リミットスイッチ、エリア内圧力等の状態検出センサー)を含め、その後の脱排水保管容器の搬出作業の順序等を分かりやすく記載すること。 ・ダスト閉じ込め対策について汚染の拡大防止の観点から、シャッター開閉時のエリア区分の考え方や換気空調設備の具体的な運用方法(気流の切替操作の有無等)を説明すること。 ・負圧維持方針について排風機の数、タンクの位置、ダクトの種類箇所を明記した換気空調系全体の系統図を示すこと。また、特に以下の事項について詳細を説明すること。 ・ダスト管理エリアと通常エリアで共通の排風機を使用するため、その詳細や逆流防止対策 ・プロセス主建屋と筐体を接続するトランプ内の閉じ込め対策 ・本設備において設計上必要とされる負圧度の設定の考え方及び負圧維持を確認するための計器又はパラメータ ・スラッジ充填時に実施するベントの詳細 ・本設備の廃スラッジ充填室に設置する監視カメラの監視対象及び機能を記載すること。 ・本設備運転中又はメンテナンス中に想定される作業のうち、被ばくが想定される作業については、従事者の被ばく低減対策の詳細(例えば遅への設置等)を説明すること。 ・使用施設等の規制基準への適合方針について、一部の項目だけでなく、今回の議論に必要とされる条文の全項への適合性を整理して示すこと。 ○5/24に面談実施し、主に以下のコメントを頂いている状況。 ・インベントリを算出する際に、過去の分析結果を参考に安全率を設定しているが、他核種への適合性等、その妥当性を示すこと。併せて、インベントリ評価の代表核種として、SrとCsを設定しているが、他の核種を検討不要としている根拠を示すこと。 ・過去の除染装置の運転の際に使用した試薬量を踏まえて、30～34トンの廃スラッジが生成したとしているが、その生成量の算出過程を示すこと。 ・造粒固化貯槽Dより回収した廃スラッジを廃スラッジ一時貯留タンクへ移送する際に、物理的にどのような制限をかけることで200g/Lの濃度に設定することが出来るのか示すこと。 ・廃スラッジ一時貯留タンクから遠心分離機へ廃スラッジを移送する際の移送量(1バッチ分)と遠心分離機の分離効率(96.5%)の根拠を示すこと。 ・設備の運転・洗浄手順について、洗浄する範囲と洗浄に必要な設備・手順、洗浄水の水源と使用後の移送先、どのような基準で廃スラッジ一時貯留タンクへ凝集剤が投入されるか等、その詳細を示すこと。 ○次回、7月上旬に面談アポイント予定。 	と重複

<p>・目次 2.48(新規記載) 本文、添付1～26</p> <p>・Ⅱ 第1編 附則 第2編 附則 第3編 2.2.2</p> <p>・別冊集目次 ・別冊25(新規記載)</p>	<p>R2.5.20 廃炉発官R2第22号</p> <p>R2.6.30 廃炉発官R2第67号</p> <p>R3.1.8 廃炉発官R2第233号</p> <p>R3.5.6 廃炉発官R3第30号</p>	<p>No.1.7</p> <p>No.1.4.7.8</p> <p>No.1.4.7.8.10</p> <p>No.1.3.4.7.10</p> <p>No.7</p> <p>と重複</p>	<p>要</p> <p>【記載変更】 【認可反映】</p> <p>(原規規発第2107074号、2107271、2109223号、2111112号、2204221号、2204281号、2205093号、2207222号、2209281号、2210277号、2212232号、2302021号、2302212号、2303075号、2303227号、23041712号、2305107号)</p>	<p>○3/16に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。5/9の面談で説明したところ、追加でコメントを頂いている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可基準規則の臨界防止に係る基準内容への適合性について使用施設等の位置、構造及び設備に関する規則(以下「使用許可基準規則」という。)で求めている臨界防止の基準内容への適合性については、まず同規則条文に規定する内容に対して第2棟全体の適合方針を記載すること。その上で、同規則の解釈に規定する内容に対する適合方針を整理すること。 ・特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合第7回会合(令和5年3月6日開催)及び本日のコメント等に対する回答、令和5年1月24日面談において提出のあった補足説明資料等についても、別途面談日程を調整の上説明すること。 ○4/11面談を実施し、以下に主なコメントを頂いている状況。下線部については6/9,6/19技術会合にて説明している。 <ul style="list-style-type: none"> (鉄セル遣へい体の上位クラスへの波及的影響関係) ・波及的影響に係る評価方法として、機室等の転倒等も考えられる中、今回の遣へい壁等の衝突評価とした理由について説明すること。コンクリートセルから鉄セル間の接合部(物品等の搬出入部)の構造及び評価モデルの具体について説明すること。 (まとめ資料関係) ・東京電力福島第一原子力発電所で想定される自然現象に対する設計上の考慮として、地震と積雪等の荷重の組合せについても説明すること。 ・誘発上下動モデルについて、接地率と解析モデルの適用範囲との関係から、当該モデルの適用性について説明すること。 (その他) ・燃料デブリ等の受入から払出、発生する廃棄物の払出等それぞれのケース又は構築するケースについて、各工程時の臨界防止に係る確認手順等を含めてフローを説明すること。また、当該フローにおいて臨界防止に必要な設備やインターロックがある場合はその内容等について網羅的に説明すること。(5/9)に説明し、再度コメントを頂いている状況) ○5/9面談実施しており、以下の主なコメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> (使用許可基準規則の適合に係る整理表関係) ・使用許可基準規則関係条文への適合方針等について、措置を講ずべき事項の該当項目との関係を整理するとともに、資料作成の対象外としている条文のうち立ち入りの防止や化学薬品の漏えいによる損傷の防止など関係する条文については適合方針等を示すこと。 (燃料デブリ等フロー関係)(5/25に説明再度コメントを頂いている状況) ・審査を進める上で臨界管理対象設備や局所的な耐震評価が必要となる設備の範囲を明確化する必要があることから、第2棟を構成する構築物、系統及び機器の安全機能、運用状態、取り合い部の構造等を整理して示すこと。 ・臨界管理上関係する燃料デブリ等の測定・分析に用いる標準試料についても、その取扱や管理に関するフロー等を示すこと ・作業員の手動操作により質量管理を行うとしているが、燃料デブリ等の移送等の際に想定される機器・器具の単一の故障、誤動作又は作業員の誤操作を明示するとともに、それらの発生を考慮したとしても、質量管理上の核的制限値を逸脱しないことを示すこと。 ・質量管理に用いる重量計の信頼性を確保する方策について示すとともに、質量管理上必要とされる測定結果の精度についても示すこと。 ・核燃料物質を含む放射能濃度の高い液体廃棄物及びそれを固化したものについて、臨界管理上の位置づけ及び搬出先等での取扱いを整理して示すこと。 (その他) ・審査を進める観点から、上記の使用許可基準規則の適合に係る整理表に加えて、まとめ資料、使用許可基準規則の条文への適合方針等について整理できたものから速やかに説明すること。 ○5/25に面談実施し、以下コメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> 標準試料、廃棄物のフロー関係 ・第2棟で燃料デブリ等として取り扱うものの範囲を示すとともに、燃料デブリ等やその取扱にあたり発生する放射性廃棄物等について、使用後の分類に係る考え方やそれぞれの管理方針、またコンクリートセル内に一時保管するとしている高線量の放射性固体廃棄物等の火災防護対策や第2棟から搬出した後の保管場所の安全対策等について示すこと。 ・使用後に搬出予定の燃料デブリ等や放射性固体廃棄物等について、それぞれの移送先の受入基準等を念頭に移送する容器の設計方針等について示すこと。同様に、第2棟で発生する低線量の放射性液体廃棄物等を水処理設備に移送して滞留水と混在処理することとしているが、移送予定先の設備において処理するものの基準(対象核種、放射性物質濃度、化学的性質等)や当該設備の性能等を踏まえて、第2棟内の廃棄物処理設備の仕様(除去性能等)や運用を示すことにより、当該移送先における受入やその後の処理に支障がない旨を示すこと。 ・高線量の放射性物質等を含む液体の固化物に関して、その性状や形態に加えて、化学的性質の安定性、発熱の有無や放射線影響等その取扱において安全上考慮すべき事項を示すこと。 また、既存施設での先行事例についても参考情報として説明すること。 ・燃料デブリ等の測定・分析に用いる標準試料の最大取扱量について、その設定根拠を示すとともに、作業ごとに使用する際の最大取扱量ではなく第2棟内で管理する最大量であることがわかるように記載すること。 燃料デブリ等の質量管理関係 ・質量管理に係る設備の故障、誤動作又は作業員の誤操作への対応に関して、第2棟における燃料デブリ等を取り扱う作業内容やその工程上で懸念される事項として、資料にある事項を抽出した考え方についても示すこと。 また、作業員以外の確認も行うよう2名以上で対応するとしている点に関して、2名の役割分担を具体的に明確に示すことにより、誤操作を防止できる運用であることを説明すること。 キャスク及び容器関係 ・トッピング方式及びサイドローディング方式のそれぞれにおいて輸送用キャスクとコンクリートセルを接続して搬出入作業を行う場合には、当該キャスクも含める形でコンクリートセルのバウンダリが構成されることから、当該キャスクを設置した状態での耐震評価の必要性も検討すること。 ○6/8面談実施し以下、コメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> (コンクリートセルに対する波及的影響及び建屋の耐震性評価関係) ・鉄セルの解析モデル化に關して、モデル化の基となる鉄セルの構造図等を示すこと。 また、固有値解析モデルと応力評価モデルで異なるモデルを使用している場合はその旨を示すとともに、固有値解析モデルでの拘束条件についても説明を追加すること。 ・鉄セルの遣へい体を支持しているコンクリートセル側の振え付部の影響評価についても別途まとめ資料等で示して説明すること。また、コンクリートセル及び鉄セル間の物品等の搬出入部の耐震評価の必要性についても検討すること。 (非常用電源関係) ・セル・グローブボックス用換気空調設備の耐震クラスの再設定にあたり、セル・グローブボックス用排風機をCクラスとした場合の敷地境界線量評価については、共通要因により破損する他の設備の分も含めた合算値で整理すること。 ○次回、7/4面談予定。
<p>2 放射性物質分析施設第2棟の設置</p>	<p>R2.7.22 廃炉発官R2第79号</p>	<p>No.1.2.4.7.10</p> <p>と重複</p>	<p>要</p> <p>【記載変更】 【認可反映】</p> <p>(原規規発第2104063号、2109223号、2204281号、2302021号、2302212号、2303075号)</p>	<p>○12/16面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NS、EW、Zの3方向の解析結果をSRSSによって組み合わせる評価方法について、先行実績等も踏まえて、その妥当性を示すこと。 ○2/9,2/16に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な地震応答解析を踏まえ、適切な地震加速度等を用い、クレーン、架台の耐震計算を行うこと。 ○7/5に大型廃棄物保管庫の耐震評価に関する面談を実施し、主に以下のコメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> ・Sクラスと分類した吸着塔について、Ss900機能維持の評価を行うとす一方で、弾性設計用地震動 Ss450 を適用した評価をしないとしている理由を説明すること。 ・福島第一原子力発電所では、複数の吸着塔を使用していることから、それぞれの詳細な構造図等を示すとともに、そのうち1種類の強度評価をもつて、他の種類の吸着塔の健全性を示す場合には、評価対象とする吸着塔の構造、評価部位、許容値等の代表性やその評価プロセスを説明すること。 ○8/4に大型廃棄物保管庫の耐震評価に関する面談を実施し、主に以下のコメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済吸着塔内の残水の漏えい事象について、建屋基礎(堰)に貫通ひびわれが発生した場合に、基礎下の改良地盤の透水係数の観点から漏えい水が周辺地盤に拡散する可能性の有無を説明すること。 ・使用済吸着塔について、クレーンに吊した状態から落下した際の影響について説明すること。 ○11/8面談を実施し、主に以下のコメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> ・保管架台の耐震解析において、原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601)や一般工学的な解析手法から変更している点(例えば、使用済吸着塔は静置するだけで固定しないので地震時の挙動が不確定であること、保管架台の耐震評価において、設計引張強さ(Su)を基準とした許容応力を設定していること、床応答加速度を使用済吸着塔と保管架台の衝突加速度に設定していること等)について、その適用性・妥当性及び変更理由を整理して説明すること。また、上記と並行して保管架台の設計上の対策も検討すること。 ・クレーン耐震解析において、上記指針と同様に設計引張強さ(Su)を基準とした許容応力を設定していること、当該クレーンのような高い重心位置のプロポーショナルに対する走行部の滑りの適用性について説明すること。また、レールアンカー一定差部の凸状コンクリート部の構造寸法を示すとともに、アンカーの許容値について付着力やコーン状破壊面等との関係を含めてその設定の仕方について説明すること。 ○12/27(機器設備関連)、1/16面談(建屋関連)を実施しており、主に以下のコメントを頂いており、4/18面談にて建屋関連を回答。 ・対応方針及び検討状況について、具体的な設計内容とその技術的妥当性を示すための根拠等の詳細が整理でき次第、その状況を説明すること。 ○3/24に面談を実施し以下のコメントを頂いている。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の申請内容からクレーンの設置及び使用済Cs吸着塔等の保管体数の変更に関する部分のみを残して補正する場合は、今後速やかにクレーンの耐震計算書や適合性を示すべき要求事項に関するまとめ資料を整理して示すこと。 ○4/18に面談を実施し、機器設備関連については以下のコメントを頂いている。 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済吸着塔保管架台等のSクラス設備に適用する鉛直方向の静的地震力の算出過程を示すこと。 ○6/2面談を実施し、以下コメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> ・鉛直加速度を0.3と評価しているが、設置許可基準規則解釈に照らして当該場所の地盤の種類等をどのように評価・考慮しているか示すこと。 ・地震応答解析の解析条件において、車輪-レール間のすべりを想定して、走行方向は全体荷重の3割、横方向はトローリ・吊荷に対して3割の荷重を考慮するとしている点について、それぞれ「荷重の3割」とする根拠と計算過程のどこで何を対象に考慮しているのか示すこと。 ・車輪のすべりを考慮する走行方向の地震力を含む各方向地震力の組合せ法について、二乗和平方根法(SRSS法1)を適用可能とする根拠を示すこと。 ・吊荷の使用済吸着塔に対する波及的影響を防止する観点から、トローリと吊荷を繋ぐ部材についても許容応力を評価するなど、必要な評価と対策を整理して示すこと。床応答レベルについて、図上に算定次数や周期を明記するとともに、今後の建屋補強による影響を考慮した裕度(1.2倍)を入力した箇所などがわかるようその作成過程を示すこと。 ・固有値解析結果について、刺激係数及び刺激係数の算出式を追加すること。また、振動モード図を示すこと。 ・クレーン解析モデルにおいて、拘束点及び拘束方向を示すこと。 ○次回、7/3面談予定。
<p>3 大型廃棄物保管庫への使用済吸着塔架台他設置※</p> <p>※損傷設備を先行で認可取得できる様、現在の申請内容から使用済吸着塔架台に関する記載を削除する補正を今後実施予定。使用済吸着塔架台の申請は、準備が整い次第申請を行う。</p>	<p>R2.7.22 廃炉発官R2第79号</p>	<p>No.1.2.4.7.10</p> <p>と重複</p>	<p>要</p> <p>【記載変更】 【認可反映】</p> <p>(原規規発第2104063号、2109223号、2204281号、2302021号、2302212号、2303075号)</p>	<p>○12/16面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NS、EW、Zの3方向の解析結果をSRSSによって組み合わせる評価方法について、先行実績等も踏まえて、その妥当性を示すこと。 ○2/9,2/16に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な地震応答解析を踏まえ、適切な地震加速度等を用い、クレーン、架台の耐震計算を行うこと。 ○7/5に大型廃棄物保管庫の耐震評価に関する面談を実施し、主に以下のコメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> ・Sクラスと分類した吸着塔について、Ss900機能維持の評価を行うとす一方で、弾性設計用地震動 Ss450 を適用した評価をしないとしている理由を説明すること。 ・福島第一原子力発電所では、複数の吸着塔を使用していることから、それぞれの詳細な構造図等を示すとともに、そのうち1種類の強度評価をもつて、他の種類の吸着塔の健全性を示す場合には、評価対象とする吸着塔の構造、評価部位、許容値等の代表性やその評価プロセスを説明すること。 ○8/4に大型廃棄物保管庫の耐震評価に関する面談を実施し、主に以下のコメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済吸着塔内の残水の漏えい事象について、建屋基礎(堰)に貫通ひびわれが発生した場合に、基礎下の改良地盤の透水係数の観点から漏えい水が周辺地盤に拡散する可能性の有無を説明すること。 ・使用済吸着塔について、クレーンに吊した状態から落下した際の影響について説明すること。 ○11/8面談を実施し、主に以下のコメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> ・保管架台の耐震解析において、原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601)や一般工学的な解析手法から変更している点(例えば、使用済吸着塔は静置するだけで固定しないので地震時の挙動が不確定であること、保管架台の耐震評価において、設計引張強さ(Su)を基準とした許容応力を設定していること、床応答加速度を使用済吸着塔と保管架台の衝突加速度に設定していること等)について、その適用性・妥当性及び変更理由を整理して説明すること。また、上記と並行して保管架台の設計上の対策も検討すること。 ・クレーン耐震解析において、上記指針と同様に設計引張強さ(Su)を基準とした許容応力を設定していること、当該クレーンのような高い重心位置のプロポーショナルに対する走行部の滑りの適用性について説明すること。また、レールアンカー一定差部の凸状コンクリート部の構造寸法を示すとともに、アンカーの許容値について付着力やコーン状破壊面等との関係を含めてその設定の仕方について説明すること。 ○12/27(機器設備関連)、1/16面談(建屋関連)を実施しており、主に以下のコメントを頂いており、4/18面談にて建屋関連を回答。 ・対応方針及び検討状況について、具体的な設計内容とその技術的妥当性を示すための根拠等の詳細が整理でき次第、その状況を説明すること。 ○3/24に面談を実施し以下のコメントを頂いている。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の申請内容からクレーンの設置及び使用済Cs吸着塔等の保管体数の変更に関する部分のみを残して補正する場合は、今後速やかにクレーンの耐震計算書や適合性を示すべき要求事項に関するまとめ資料を整理して示すこと。 ○4/18に面談を実施し、機器設備関連については以下のコメントを頂いている。 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済吸着塔保管架台等のSクラス設備に適用する鉛直方向の静的地震力の算出過程を示すこと。 ○6/2面談を実施し、以下コメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> ・鉛直加速度を0.3と評価しているが、設置許可基準規則解釈に照らして当該場所の地盤の種類等をどのように評価・考慮しているか示すこと。 ・地震応答解析の解析条件において、車輪-レール間のすべりを想定して、走行方向は全体荷重の3割、横方向はトローリ・吊荷に対して3割の荷重を考慮するとしている点について、それぞれ「荷重の3割」とする根拠と計算過程のどこで何を対象に考慮しているのか示すこと。 ・車輪のすべりを考慮する走行方向の地震力を含む各方向地震力の組合せ法について、二乗和平方根法(SRSS法1)を適用可能とする根拠を示すこと。 ・吊荷の使用済吸着塔に対する波及的影響を防止する観点から、トローリと吊荷を繋ぐ部材についても許容応力を評価するなど、必要な評価と対策を整理して示すこと。床応答レベルについて、図上に算定次数や周期を明記するとともに、今後の建屋補強による影響を考慮した裕度(1.2倍)を入力した箇所などがわかるようその作成過程を示すこと。 ・固有値解析結果について、刺激係数及び刺激係数の算出式を追加すること。また、振動モード図を示すこと。 ・クレーン解析モデルにおいて、拘束点及び拘束方向を示すこと。 ○次回、7/3面談予定。

<p>4</p> <p>多核種除去設備スラリー安定化処理設備設置</p>	<p>・II 2.16.5(新規) 本文 添付1 添付2 添付3 添付4 添付5 添付6 添付7</p> <p>・III 第1編 附則</p> <p>第2編 附則</p> <p>第3編 2.1.3</p> <p>第3編 2.2.2</p> <p>別冊9</p>	<p>R3.1.7</p> <p>R3.4.15</p>	<p>廃炉発官R2 第232号</p> <p>廃炉発官R3第 17号</p>	<p>No.1.2.7.8</p> <p>No.1.2.7.8.10</p> <p>No.7.10</p> <p>No.1.2.3.7.10</p> <p>と重複</p>	<p>要</p> <p>【記載変更】 【認可反映】</p> <p>(原規規発第 2107074.2107271.210922 3号.2111112号.2204221 号.2204281号.2205093 号.2207222号.2210277 号.2302021号.2302212 号.2303075号.2303227 号.23041712号.2305107 号)</p>	<p>○4/23面談を実施しており、以下のコメントを頂いており、今後の技術会合で回答予定。 ・耐震評価については、2/13の地震についての地震動の分析評価を踏まえた上で、再度説明すること。 ○2/8面談を実施しており、主に以下のコメントを頂いている状況。 ・第 92 回検討会において、報告があった設計方針についても比較した上で、変更となった点があれば明確に示し、変更理由を説明すること。 ・本設備において取り扱う放射性物質には、高濃度の液体放射性物質が含まれるため、Sa900 の地震時における漏えい防止策についても評価を示すこと。 ○3/28面談実施しており、以下の主なコメントを頂いており、今後の技術会合で回答予定。 ・ダスト取扱エリア-ダスト管理エリア-一般エリアの間の隔壁について適用する耐震クラスならびに、各機器の耐震設計の考え方について説明すること。 ・公衆被ばくの考え方、及び漏えい権に関する耐震の考え方について説明すること。 ○5/30面談実施しており、以下の主なコメントを頂いており、下線部については今後の技術会合で回答予定。 ・各エリアで実施する作業について、クレーン等を用いた遠隔操作に加えて、作業員がエリア内に入って作業を行う頻度や内容、装備・運へい等について示すこと。 ・引き続き、大気拡散による経路評価において、安全機能の喪失状態が継続した場合の気中移行の影響についても、復旧等に必要な機動的対応の実現可能性を含めて説明すること。 ・保管容器の検討状況について説明すること。 ・全体の課題の整理をした上で、今後の全体スケジュールと併せて個々の課題に対するスケジュールを説明すること。 ○7/25の第 101 回特定原子力施設監視評価検討会にて、以下の指摘があり、今後の技術会合で回答予定。 ・閉じ込め機能、耐震クラス分級のための評価、漏れ対策、脱水体保管容器の設計・評価など個々の課題に対する説明スケジュール及び設計変更を反映した補正申請の提出時期が示されておらず、審査の裏返しがたえない、説明時期を明らかにするとともに、早期の説明を求める。 ○7/27面談実施しており、以下の主なコメントを頂いており、第106回監視・評価検討会にて、全体スケジュールを説明。下線部については今後の技術会合で回答予定。 ・通常のセルやグローブボックスを設置する際に求められる気密性について、本設備の取扱エリアで設計上考慮されているか示すこと。 ・使用施設設置基準規則に準じて、一般エリアについても負圧維持が必要であること。 ・保管容器の健全性評価について、現在どのような状況であるのかを含めて詳細なスケジュールを示すとともに、評価の際に用いた条件等を説明すること。 ・HIC の保管先について、固体廃棄物貯蔵庫第 9 棟の耐震性に対する考え方を示すこと。 ・直接、放射性物質を内包しない機器・系統であっても、その機能の喪失時において、関連設備の安全機能を喪失させ、公衆へ放射線影響を与える場合には、その影響度合いに応じて適切な耐震クラスを設定すること。 ・本年7月25日に実施した第 101 回特定原子力施設監視評価検討会(以下「1F検討会」という。)を踏まえて、本施設の耐震クラスについては、保守的かつ合理的な考え方に基づく方法により評価し早期に確定させ、本施設の設計を進めるとともに、中期的リスクの低減目標マップに示す工程を計画的に履行できるよう、設計上課題としている点について詳細なスケジュールを作成した上で全体のスケジュールを説明すること。 ○9/6に「スラリー安定化処理設備・廃スラッジ回収設備の耐震クラス及び閉じ込め機能」について面談を実施し、以下の指摘があり、今後の技術会合で回答予定。 ・実効放出期間を7日間として評価した結果を説明すること。 ・使用施設の基準に対するメリット、デメリットを踏まえた対応案を説明すること。 ・9/12の監視評価検討会において示される基準に基づき、耐震クラス評価結果および被ばく低減対策について説明を行うこと。 ○9/12の第 102 回特定原子力施設監視評価検討会にて、以下の指摘があり、第103回監視・評価検討会にてフィルタープレス機周辺のダスト取扱エリアに関して回答。下線部については今後の技術会合で回答予定。 ・スラリー移替え作業から得られた情報を整理・検討した上で、①スラリー抜き出しの実現性(下部スラリーが抜き出せない場合の洗浄による抜き出しの実現性を含む)、②上澄み水と下部スラリーに分離している場合のフィルタープレス機による脱水の実現性について説明すること。また、攪拌については コールドのモックアップ試験を含めて具体的な時期(いつ何をするか、いつ資料が提出できるのかなど)を明確に説明すること。その際、試験の試料がスラリーの実性状を適切に模擬できていることも示すこと。(2023年3月20日 第106回監視・評価検討会) ・フィルタープレス機周辺のダスト取扱エリアについて、放射線業務従事者の被ばく管理の観点から、遠隔操作による除染作業及び頻度の高いメンテナンス作業を行うことができるようセル又はグローブボックスとセル又はグローブボックスと異なった手法を採用する場合は、それらと同等の性能を有することを説明すること。 ・スラリー安定化処理設備における閉じ込め機能については、どのように負圧を維持するか、数値等を用いて実現性を説明すること。 ○9/27に「スラリー安定化処理設備・廃スラッジ回収設備の耐震クラス及び閉じ込め機能」について面談を実施し、以下のコメントがあった。 ・安全機能喪失が7日間継続仮定で今回の評価の概略については、担当者レベルでは妥当と考えているが、今後、規制庁内で当該内容を確認・議論すること。 ・一方で、各設備の耐震クラス設定や非常用電源の要不要については更なる議論が必要であること。 ・今回の評価における建屋の除染係数を含む文献値の適用については、妥当性について議論が必要であること。 ○1/27面談実施しており、以下の主なコメントを頂いており、下線部については今後の技術会合で回答予定。 ・スラリー安定化処理設備に対して原子炉等規制法に基づき使用規則をそのまま適用するのではなく、措置を講ずべき事項を満たす上で使用規則の関係基準を参照するものであり、「(使用規則の)使用前検査対象施設に該当しない等の理由により、その参照の要否を決めるものではないこと、また当該設備は特定原子力施設として使用前検査の対象施設でもあり、使用規則のうち使用前検査対象施設が主語となっている規制要求も基本的に考慮する必要があること。 ・スラリー安定化処理設備のうち、閉じ込め機能を有する機器等について、地震時の公衆被ばく影響のみを考慮した設計を検討しているが、作業員の被ばくや建屋内汚染等の影響等を含めた検討も行うこと。その際、他事業者の設計事例(同等の設備でどのような設計がなされているか等)も参考にすること。 ・耐震クラスの設定の考え方については、機器等の不具合を起因とする事故影響評価等が混在した考え方となっていることから、まずは当該設備が有する機能を機器毎に整理した上で、当該安全機能が喪失した場合の影響を評価し、耐震クラスを検討すること。 ・上記の点を含めて、現状の審査上の課題やスケジュールについては、今後の1F技術会合で説明できるよう準備すること。 ○3/31に面談を実施し以下のコメントを頂いている状況。 ・高性能容器(HIC)からスラリーを抜き出すエリアのダスト管理方法等、これまでの1F検討会や面談における説明内容から設計や考え方を変更した点についてその理由もあわせて整理して説明すること。 ・脱水したスラリーを保管する容器については、設計中であり耐震クラスが設定できないとのことであるが、当該容器に係る記載を省くのではなくその旨を記載するなど、スラリー安定化処理設備に関する設備等についてその検討状況を含め網羅的に記載して説明すること。 ・「建屋・設備(グローブボックス含む)」についての耐震クラスは一括りで分類されているが、建屋(エリア)や設備毎に分けて、それぞれに求める安全機能や耐震クラスがわかるよう整理して説明すること。また、換気空調設備の耐震クラスに関して、前回面談において安全機能等を整理するようコメントしたものの、前回同様当該設備の負圧機能には期待するものの安全機能はなしとしている点について、改めて考え方を整理して説明すること。 ・使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合方針及び措置を講ずべき事項に対する適合方針については、内容の齟齬や前回コメント内容を踏まえて改めて整理した上で、対応方針について記載するよう検討すること。 ○3/29、第106回特定原子力施設監視・評価検討会(3/20)での指摘事項も含め、本設備の設計方針に係る確認事項の説明があった。</p>
<p>5</p> <p>6号機燃料取出に伴う構内用輸送容器収納燃料(9×9燃料)の追加</p>	<p>・II 2.31 本文 添付1</p>	<p>R4.4.27</p>	<p>廃炉発官R4 第22号</p>	<p>と重複</p>	<p>要</p> <p>【記載反映】</p>	<p>○12/8面談を実施しており、以下のコメントを頂いている。 ・措置を講ずべき事項に照らして適合性を示すべき項目の一覧表を整理するとともに、その内容を満足する形でまとめ資料の記載の拡充を行うこと。 ・まとめ資料に燃料取り出しから共用プールに入れるまでの一連の流れを記載すること。 ○5/31面談を実施。</p>
<p>6</p> <p>使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の増設に伴う輸送貯蔵兼用キャスクの基数の変更及び収納燃料の追加</p>	<p>・II 2.13 本文 添付2 添付3 添付4 添付11</p>	<p>R5.3.15</p>	<p>廃炉発官R4 第196号</p>	<p>と重複</p>	<p>要</p> <p>【記載反映】</p>	<p>○3/15変更認可申請。 ○3/23面談実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・共用プールにある燃料の搬出、移送、仮保管等の全体工程や具体的な作業内容等について、講ずべき事項Ⅰ。全体工程とリスク評価の項目に係るまとめ資料として示すこと。 ・まとめ資料は、講ずべき事項に定める要求項目に対して、実施計画変更認可申請書の内容、面談等で説明に用いた資料及び技術的な根拠資料等の本申請に関する情報を包括的に記載する形で作成すること。 ・収納可能燃料の冷却期間について、燃焼度がある程度低いものに対して冷却期間を長期間としている理由について説明すること。 ・除染機能の補正説明のうち、東京電力福島第一原子力発電所における保管姿勢及び保管状況を示した解析結果については、キャスク自体の基本的安全機能に係る内容であり、型式証明申請書の解析から変更した解析条件等の詳細を含めて改めて説明するとともに、申請内容として追加すること。 ・構造強度評価等で想定した評価条件と、当該キャスク運搬時の状態(輸送荷姿等)が整合することについて説明すること。</p>

7	ゼオライト土壌等処理設備の設置	R5.3.31	廃炉発官R4第202号	No.1.2 No.1.9 No.1.2.4.8 No.1.2.4.8.10 No.4.10 No.1.2.3.4.10 No.2	要 【認可反映】 (原規規発第23041712号、2305107号)	<p>○3/31変更認可申請。</p> <p>○4/7面談実施し、以下の方針で確認していく旨の説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力が並行して実施しているモックアップ試験や詳細設計の進捗状況について確認するとともに、審査に当たってはモックアップ試験等のため現在検討中としている具体的な措置の内容等についても確認が必要であり、その点も含めて申請の具体的な内容については引き続き技術会合を含めた審査の場で確認していく旨を伝えた。 ○4/24面談実施し、以下コメントを頂いている状況。 ・本設備に要求される機能に挙げている漏えい防止機能のように、関連する内容が申請書本文ではなく添付資料のみに記載されているもの等があることから、設計方針等の基本的な内容は本文に記載するよう見直しとともに、その他部分も含め申請書本文と添付資料の記載内容、さらに申請書の概観等を示すまとめ資料の整合性等についても改めて整理すること。 ・本文の主要な機能や添付資料の耐震性評価に係る説明書等の記載において、特に挙げられていない機器等もあることから、まずは本設備に係る機器等について網羅的に耐震クラスや機器クラス等を整理した上で、申請書本文(主要な機器等)への記載要否や添付資料(耐震計算書等)への記載要否等について考え方を整理して説明すること。 ・その他、個々に確認した内容に関して、まとめ資料等の内容を見直し、必要な情報等を追加して改めて説明すること。 ○5/26面談実施し、以下コメントを頂いている状況。 放射性固体廃棄物関係 <ul style="list-style-type: none"> ・本設備の設置に伴い発生する放射性固体廃棄物が、実施計画第三章第3編2.1放射性廃棄物等の管理に記載している廃棄物の想定発生量に計上されている旨を確認して説明すること。 放射性液体廃棄物関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス内に設置予定の埋内排出口について、ハウス内の負圧維持設計への影響と負圧にすることにより当該排出口から貫通先の地下階にあるダスト等を地上階へ拡散させることがないかを確認するとともに、拡散させるおそれがある場合にはその対策について資料に示して説明すること。 ・対応方針の最後に記載している「十分な遮へい能力を有し、漏えい及び汚染拡大し難い構造物」に関する項目については、建屋内の従事者被ばくの観点ではなく、地下水や漏水等の液体放射性物質が環境中へ放出されることを防止する観点で、要求事項に対応する適合方針を資料に示して説明すること。 ・滞留水やRO処理水等を配管内に漏水する際、送気のために接続している圧縮空気用配管内に逆流することがないように講じている対策について資料に示して説明すること。 ・今後、Ss900時における海洋流出を防止するための対策を示す際に、プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋の閉じ込めに期待する場合は、それら建屋のSs900に対する耐震性についても資料に示して説明すること。 放射性気体廃棄物関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ウスの換気空調系の排気については、フィルタユニットを通した上でプロセス主建屋及び高温焼却炉建屋内に排出されることから、放射性気体廃棄物の処理に関しては当該建屋からの排気に関しても資料に示して説明すること。 敷地周辺の放射線防護関係 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界の線量評価に関して、その結果だけ記載するのではなく線量の算出過程についても資料に示して説明すること。 ・通常時の実効線量評価において建屋内設備による外部被ばく影響のみを評価しているが、本設備の運用時において建屋から通常時に放出される放射性気体廃棄物の吸入等による影響の有無についても資料に示して説明すること。 作業者の被ばく線量管理関係 <ul style="list-style-type: none"> ・本設備運用時における想定被ばく線量の算出にあたっては、より現実的な評価となるよう入力条件を見直すこと。 ・本設備の設置にあわせて実施予定の建屋階段上に敷設された活性炭等の集積作業に関する作業者の被ばく線量管理についても資料に示して説明すること。 緊急時対策関係 <ul style="list-style-type: none"> ・対応方針には、連絡通信手段や非常用照明等について実際にその使用を想定している現実的な対策を資料に示して説明すること。 ○6/9面談実施し、以下コメントを頂いている状況。 (準拠規格及び基準関係) <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調装置の排風機等の容量の妥当性を確認するため、ハウス等も含めた排気系統の詳細について資料に示して説明すること。 ・強度評価において、American Society of Mechanical Engineers(ASME規格)の物性値等を引用している設備については、その使用目的や環境条件に照らして問題ないことを資料に示して説明すること。 (自然現象関係) <ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界線量の評価にあたり、放射性物質の飛散に関してスラリー落下時の飛散率を用いているが、ゼオライトとスラリーでは実物が明らかに異なることから、取り扱うゼオライトや滞留水の状態を考慮した評価条件について検討すること。 ・耐震性評価結果について、プロセス主建屋又は高温焼却炉建屋のいずれの建屋内の結果なのかを追記するとともに、評価に用いている震度についても明記すること。また、ゼオライト保管容器の評価結果として、基礎ボルトの引張応力が「σ」となっているが、その意味合いを説明すること。 ・補給水タンクやゼオライト保管容器について、剛構造とする根拠として鉛直方向の固有周期も説明すること。なお、ゼオライト保管容器については架台と一体の剛構造とするとのことであるが、固有周期の算出にあたり、架台に固定するための構造やその固有値評価モデルの妥当性についても説明すること。 ・津波対策として新たに設置する水密扉について、設計上の考慮事項を資料に示して説明すること。また、豪雨、積雪等の影響についても、本設備を内包する建屋の健全性や屋外排水溝に着目した対策を資料に示して説明すること。 (外部人為事象関係) <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの不正アクセスの遮断に関して、本設備に限定したネットワークを使用すること、またそのネットワークが他のネットワークと物理的にも遮断されていること等についても資料に示して説明すること。 (環境条件関係) <ul style="list-style-type: none"> ・異常事象発生時に想定される圧力とあるが、具体的にどのような事象を想定しているのか、またその際の圧力等について資料に示して説明すること。 ・ゼオライト土壌等を内包するポリエチレン管について、耐放射線性に関する具体的な評価内容とそれを踏まえた対策を資料に示して説明すること。 ○6/30面談実施予定。
8	1～4号機出入管理所周辺の建物整備に伴う周辺防護区域ならびに管理対象区域の変更について ALPSクロスフローフィルタ国産品導入に伴う実施計画記載追記について [※]	R5.4.10	廃炉発官R5第4号	No.1.2.4.7 No.1.2.4.7.10	要 【認可反映】 (原規規発第23041712号、2305107号)	<p>○4/10変更認可申請。</p> <p>【1～4号機出入管理所周辺の建物整備に伴う周辺防護区域ならびに管理対象区域の変更について】</p> <p>○4/18面談実施し、以下のコメントを頂いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「講ずべき事項」に定める要求事項に対して、関連する既認可の実施計画の記載内容を示すとともに、今回の申請では具体的にどのような措置を実施することで講ずべき事項に適合させるのかを整理して提示すること。 ・変更後も残存するとしている管理対象区域の管理方法及び汚染拡大防止をどのように実施するのかを追記すること。その際、残存する管理対象区域内の配管等を点検する際の作業手順・汚染拡大防止策等についても追記すること。 ・汚染のおそれのない管理対象区域を設定する際、運用で確認するとしている線量当量率の管理値の考え方を整理して説明するとともに、汚染のおそれのある管理対象区域から、汚染のおそれのない管理対象区域とする際の他の確認事項も併せて示すこと。 ・建物内の汚染除去に伴い発生する廃棄物が適切に処理されていることを説明すること。 ○5/9面談実施しており、以下の主なコメントを頂いている。 ○5/9面談実施して、1～4号機周辺防護区域出入口周辺の運用が、既認可でほとんど認可されており、現在どのように運用していて、本件が認可された後はどのように運用するのかを整理して示すこと。 ○5/31面談しており、以下コメントを頂いている。 ・まとめ資料中で記載している1～4号機周辺防護区域出入口周辺の運用状況について、現在の運用状況、実施計画の記載内容、本申請認可後の運用予定を明確に示すこと。 ・まとめ資料1.12下段の記載が、現在の運用に沿った内容となるよう追記すること。 ・併せて、今後の放射線管理基本マニュアル改訂時にも同内容の追記を検討すること。 ・管理対象区域から汚染のおそれのない管理対象区域に出入りする場合に汚染検査を省略できるとしているが、現在の記載ではその運用を可能とすることが明確に示されたものとなっていないため、現状の運用に沿った内容となるよう実施計画の記載を見直すこと。 ○6/9に補正申請時のドラフト版申請書類1式、面談資料を送付し以下コメントを頂いている状況であるが、追加の面談は不要と連絡頂いている。 2点目のコメントについてはメールにて回答し、確認頂いている。 ・まとめ資料に、「免震重要棟1階の図下側から入域する者は一般職の者のみ」等、入域者の汚染検査が不要となる根拠を追記すること。 ・現在の52条54条の修正案にて、修正による問題が生じないかは改めて確認すること。 特に、52条7項では修正後の52条5項とほぼ同等の内容を求めているように見えるため確認すること。(問題が無ければそのまま結構である。) <p>【ALPSクロスフローフィルタ国産品導入に伴う実施計画記載追記について】</p> <p>○4/18面談実施し、以下のコメントを頂いており、5/22面談にて回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来から使用している海外製品と新たに導入する国産品のCFFエレメントの形状が変更となった設計上の理由を示すこと。併せて、形状の変化に伴う除去性能の変化について仕様等の数値を用いて説明するとともに、そのモックアップ試験の結果を示すこと。 ・新たに導入するCFFが使用時の温度及び圧力(差圧)などの環境条件に耐性があることを説明すること。 ・新たに導入するCFFの耐震評価・強度評価などを含め、講ずべき事項への適合性を網羅的に示すこと。 ・CFFを廃棄する際の処理・保管・管理方法や、その取替作業を行う作業者の被ばく線量の管理方法等について示すこと。 ○5/22面談実施しており、以下の主なコメントを頂いている。 ・国産品試作機の試験の目的や評価基準を明確にするとともに、試作機の試験装置の制約上、実際の運転状態で確認ができていない項目の妥当性について示すこと。 ・まとめ資料において、多核種除去設備及び増設多核種除去設備の各系統におけるCFFの設置状況が分かる配管概略図を示すこと。 ・CFFを耐震Bクラスとする場合においては、共振の影響について検討・評価した内容を示すこと。 ○7/10面談実施予定。
9	建屋内RO処理水移送配管の追設	R5.6.2	廃炉発官R5第34号	No.1.9	否	<p>○6/2変更認可申請</p> <p>○6/8に面談を実施。</p>

10	標準気象等の変更に伴う敷地境界線量評価及び実施計画Ⅱの変更	R5.6.16	廃炉発官R5第36号	No.6 No.1.2.4.7.8 No.4.5 No.1.2.3.4.7	否	○6/16変更認可申請 ○6/29に面談実施予定。
----	-------------------------------	---------	------------	--	---	------------------------------

No.	件名	変更予定箇所	申請予定時期	概要
1	5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良について	・II 2.33	R5.6	<p>【概要】</p> <p>5・6号機各建屋に流入する地下水(以下、滞留水)は燃料冷却維持に関わる設備を保護するため、フランジ型タンクおよび溶接タンクに移送し、浄化ユニット設備にて浄化処理した後、構内散水を行っている。経年劣化等により漏えいが確認されたフランジ型タンクは、漏えい箇所の補修および予防処置による補修を実施。その後、恒久対策であるフランジ型タンク運用停止に向け、漏えいが確認されたフランジ型タンク内包水の淡水化装置(以下、RO)処理を行い、RO処理済水は構内散水、RO戻り水を溶接型タンクに保管している。漏えいが確認されていないフランジ型タンクは、5・6号機各建屋滞留水を処理するための中継タンクとして使用していることから、運用を停止させるため、移送配管及び移送ポンプの改良を行う。</p>
2	使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の増設	・II 章 2.13 ・III 章 2.2	R5.7	<p>【概要】</p> <p>1～6号機の使用済燃料プールに貯蔵中の燃料を共用プールに輸送するため(34号機は輸送済み)、共用プールの燃料を既設の使用済燃料乾式キャスク仮保管設備へ輸送・貯蔵し、空き容量を確保する。本件は、1～6号機使用済燃料取り出し完了に向けて、当該設備のさらなる増設(計65基から計95基に変更)を実施するもの。</p>
3	D排水路の運用に伴うモニタリング計画等の記載変更	・III 第3編	R5.7	<p>【概要】</p> <p>豪雨時の浸水リスク低減を目的に排水に最も効果のあるD排水路の延伸整備を進めてきた。2022年8月よりD排水路の通水を開始し、同年11月より遠隔による連続監視を開始したことから、実施計画III第3編へD排水路に係る測定機器設置箇所、サンプリング箇所、モニタリング計画を追記する。</p> <p>1～4号機出入管理所周辺の建物整備に伴う周辺防護区域ならびに管理対象区域の変更についての補正申請に抱き合わせで申請予定。</p>
4	1号機大型カバー鉄骨の運転時に干渉する分電盤LED照明撤去に伴う実施計画の記載削除	II 1.13	R5.7	<p>【概要】</p> <p>1号機大型カバー鉄骨の運転に伴い、今後運転予定である運搬物が「窒素ガス分離装置(旧事務本館前10m)本館進入路街路灯分電盤(北側)LED照明」に干渉することが判明したため、撤去を行う。本件は実施計画における記載の削除であり、設備の新増設、変更、廃止に該当しないため、敷地境界線量の影響はない。</p> <p>1～4号機出入管理所周辺の建物整備に伴う周辺防護区域ならびに管理対象区域の変更についての補正申請に抱き合わせで申請予定。</p>
5	建屋滞留水一時貯留タンク設備の設置	・II 2.5	R5.7	<p>【概要】</p> <p>プロセス主建屋(以下、PMB)と高温焼却炉建屋(以下、HTI)は1～4号機原子炉建屋やタービン建屋等から移送された建屋滞留水の一時的貯留を実施しており、水処理設備を安定稼働させるためのパフファ、濃度均質化等の機能を担っている。今後、PMB、HTIの滞留水処理・床面露出を実施するために、現在PMB、HTIが担っている機能(パフファ)を有する建屋滞留水一時貯留タンク設備を設置する。</p>
6	2号機のPCV内部調査及び試験的取り出し作業のうち試験的取り出し	・V	R5.7	<p>【概要】</p> <p>2号機PCV内部調査にあわせて実施する試験的取り出し作業であり、少量の燃料デブリをアーム型装置で取り出しを行う。</p>
7	2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガーダ挿入箇所の施工について	II 2.11 添9	R5.7	<p>【概要】</p> <p>2号機使用済燃料プール内の燃料取り出しに向けて、南側ヤードへ燃料取り出し用の構台設置工事を実施している。燃料取り出し用構台の一部であるランウェイガーダ設置のため、挿入箇所を施工する。</p>

8	セシウム吸着塔一時保管施設 (第三施設)増設	II 2.5 II 2.16.1 II 2.16.2 III 第3編2.2	R5.7	【概要】 多核種除去設備及び増設多核種除去設備の沈殿処理生成物及び使用済吸着材を収容した高性能容器(以下、HIC)を保管しているセシウム吸着塔一時保管施設(第三施設)については保管容量の更なる確保を目的に、HIC格納用ボックスカルバートの増設(384基)を行う。これにより、HIC保管容量は合計4768基となる。(第二施設:736基:第三施設:4032基)
9	原子炉格納容器内窒素封入設備 の系統構成変更及び窒素ガス分 離装置(C)取替	II 2.2	R5.8	【概要】 原子炉格納容器窒素封入設備のうち窒素ガス分離装置(C)は、2013年より運用しており、経年劣化が確認されていることから取替を行う。 取替に合わせ、非常用窒素ガス分離装置の撤去、窒素ガス分離装置(A)～(C)共用の非常用ディーゼル発電機1台を追加する。
10	サブドレン集水設備及び地下水ド レン設備の津波対策に伴う T.P.33.5m盤への移設について	II 2.35	R5.8	【概要】 T.P.+2.5m盤に設置しているサブドレン集水設備及び地下水ドレン設備について、防潮堤外となることから津波による機能停止を回避するために、設備をTP+33.5m盤へ移設して、サブドレン運用を継続する。
11	一時保管エリアNの解消工事	II 2.10	R5.9	【概要】 一時保管エリアNは、過去の汚染水タンクの漏えいによる汚染土壌を保管容器に収納して保管しているが、中長期ロードマップの目標工程「2028年度内までに、水処理二次廃棄物および再利用・再使用対象を除く全ての固体廃棄物(汚染土、瓦礫類、汚染土、使用済保護衣等)の屋外での保管を解消」を達成するための、一時保管エリアNの解消工事を行う。 なお、一時保管エリアNの解消については他一時保管エリアの解消と併せて実施計画の変更を実施する予定である。
12	雨水処理設備の処理対象水の追 加	II 2.36	R5.10	【概要】 現状、物揚場排水路に設置しているPSFモニタで高警報が発生した場合、排水をタンクエリア内堰へ移送しており、タンクエリア内堰貯留水をPMB/HTIへ移送している。物揚場排水路貯留水および元々堰内に溜まっていた雨水、合計3,500m ³ をPMBへ移送することにより汚染水発生量が増加することとなる。現状の実施計画 II 2.36 雨水処理設備等の処理対象水としては、『汚染水タンクエリアの堰内に溜まった雨水』を対象水としており、排水路の汲上げ水を処理できる記載となっていないため、処理が可能となるよう当該の水を雨水処理設備にて処理可能な温度帯であれば、雨水処理を行い構内散水可能とするために記載を見直す。
13	除染装置処理水タンクの撤去	II 2.5	R5.10	【概要】 α核種除去設備設置予定エリアの確保を目的とし、サイトバンカ2階に設置されている除染装置処理水タンク(A)、(B)、(C)の撤去を行う。当該タンクは除染装置を構成する系統の一部であり、2017年の除染装置停止時に処理水移送ポンプ、付帯配管等を撤去し現在は運用を停止している。ただし、実施計画上の記載は残されていることから、タンク撤去に伴い、実施計画を変更する。
14	メガフロートの管理対象区域設定	III 第3編	調整中	【概要】 メガフロート津波対策工事を完了したことから、メガフロート及び周辺護岸エリアを管理対象区域へ設定するため、実施計画IIIの図の変更を行う。

15	放射性物質分析・研究施設第1棟のフード等の増設について	Ⅱ 2.41	調整中	<p>【概要】 放射性物質分析・研究施設 第1棟において、廃棄物分析とALPS処理水分析を行う際、当面の間は同じエリアを利用する予定である。そのため、分析時の汚染のクロスコンタミ防止のためエリア分けが必要であることから拡張エリアへのALPS処理水分析用のフード増設、フード用排風機の容量増加、運転台数の変更及びフード用フィルタユニットの増設を行う。 また、建屋全体の換気とのバランスを保つため、各種給排気も含めて風量調整を行う。</p>
16	建屋滞留水の定義変更に伴う実施計画変更	Ⅲ 第1編	調整中	<p>【概要】 床面以下に貯留する残水について一部管理方法の変更に伴う実施計画の変更。</p>
17	地下水ドレンのL値(設定値)の変更について	Ⅲ 第3編	調整中	<p>【概要】 地下水ドレンは滞留水水位を起点にサブドレンポンプ停止位置及び海側サブドレン水位が建屋滞留水水位を下回ることがないよう、期望平均満潮位に裕度を持って設定している。サブドレン設定水位については、建屋滞留水の処理とともに低下しており、更なる水位低下を段階的に進めるため、地下水ドレン停止水位は滞留水の水位差管理に影響は及ぼさないサブドレンポンプ停止位置より高い位置として、「期望平均満潮位」から「サブドレンポンプ停止位置以上」に設定することを計画している。</p>
18	減容処理設備への現場状況の反映について	Ⅱ 2.46	調整中 (R5.8)	<p>【概要】 減容処理設備については、現在、工事中であるが現場進捗に伴い追加部材(梁・間柱)等を取り付けることとなった。部材の追加による変更を実施計画へ反映する。</p>

【実施計画一覧表】

I 特定原子力施設全体の工程及びリスク評価	1 全体工程	1.1	全体工程 1～4号機の工程
		1.2	5-6号機の工程
2 リスク評価		2.1	リスク評価の考え方
		2.2	特定原子力施設の敷地境界及び敷地外への影響評価
		2.3	特定原子力施設における主なリスク
		2.4	特定原子力施設の今後のリスク低減対策
		1.1	廃止等の対策
		1.2	廃止後の除去
		1.3	原子炉施設周辺汚染空気の状態等
		1.4	不活性汚染気の種類
		1.5	燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理
		1.6	電源の確保
		1.7	地震発生に対する設計上の考慮
		1.8	放射性固体廃棄物の処理・保管・管理
		1.9	放射性液体廃棄物の処理・保管・管理
		1.10	放射性気体廃棄物の処理・管理
		1.11	放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等
		1.12	作業の遅延・廃棄物の管理等
		1.13	緊急時対策
		1.14	設計上の考慮
		2.1	原子炉圧力容器・燃料容器注水設備
		2.2	原子炉格納容器内圧力調整設備
		2.3	使用済燃料プール設備
		2.4	原子炉圧力容器・燃料容器ホウ酸水注入設備
		2.5	汚染水処理設備等
		2.6	滞留水を貯留している(滞留している場合を含む)建屋
		2.7	電気系統設備
		2.8	原子炉格納容器ガス管理設備
		2.9	原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測系
		2.10	放射性固体廃棄物の管理施設
		2.11	使用済燃料プールからの燃料取り出し設備
		2.12	使用済燃料共用プール設備
		2.13	使用済燃料貯蔵システム確保設備
		2.14	監視室・制御室
		2.15	放射線管理関係設備等
		2.16.1	多核種除去設備
		2.16.2	濃縮多核種除去設備
		2.16.3	高性能多核種除去設備
		2.16.4	高性能多核種除去設備経路試験装置
		2.17	放射性固体廃棄物の管理施設及び関連施設(建屋・放射性固体廃棄物貯蔵施設)
		2.18	5-6号機に関する共通事項
		2.19	5-6号機 原子炉圧力設備
		2.20	5-6号機 原子炉格納施設
		2.21	5-6号機 制御棒及び制御棒駆動系
		2.22	5-6号機 残熱除去系
		2.23	5-6号機 非常用炉心冷却系
		2.24	5-6号機 環水補給水系
		2.25	5-6号機 原子炉冷却浄化系
		2.26	5-6号機 原子炉建屋常用換気系
		2.27	5-6号機 燃料プール冷却浄化系
		2.28	5-6号機 燃料貯蔵系及び燃料貯蔵施設
		2.29	5-6号機 非常用ガス処理系
		2.30	5-6号機 中央制御室換気系
		2.31	5-6号機 建屋内排気設備
		2.32	5-6号機 電源系統設備
		2.33	5-6号機 放射性液体廃棄物処理系
		2.34	5-6号機 圧力制御設備
		2.35	サブドレン池水処理施設
		2.36	雨水処理設備等
		2.37	原子炉圧力容器システム除去装置等
		2.38	原子炉圧力容器システム除去装置等
		2.39	原子炉圧力容器システム除去装置等
		2.40	排水浄化設備
		2.41	放射性物質分析・研究施設 第1種
		2.42	大型廃棄物処理設備
		2.43	汚染処理系
		2.44	放射性固体廃棄物の管理施設及び関連施設(建屋・放射性固体廃棄物貯蔵施設)
		2.45	水処理系
		2.49	3号機原子炉格納容器内取水設備
		2.50	ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設

III 特定原子力施設の保安	第1編(1号炉・2号炉・3号炉及び4号炉に係る保安措置)		1号炉・2号炉・3号炉及び4号炉に係る保安措置
			第2編(5号炉及び6号炉に係る保安措置)
			1 運転管理に係る補足説明
			2 放射性廃棄物等の管理に係る補足説明
			3 放射線管理に係る補足説明
			4 保守管理に係る補足説明
IV 特定核燃料物質の防護			特定核燃料物質の防護
			V 燃料デブリの取出し・廃炉
VII 実施計画の実施に関する理解促進			実施計画の実施に関する理解促進
			VIII 実施計画に係る検査の受検
別冊			1
			2
			3
			4
			5
			6
			7
			8
			12
			13
			14
			15
			16
			17
			18
			19
			20
			21
			22
			23
			24
			26
			27
			28